テクノロジーマップの整備に向けた調査研究 (アナログ規制の見直しに向けた技術実証等)

地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに係る課題調査報告書





目次

第1章. はじめに	4	第2節.該当条項リスト作成手順の整理	23
第1節. 本調査の背景と目的	5	第1項. 該当条項リスト作成手順の概要	23
第2節.用語の定義	8	第2項.作業フロー	25
第2章. 本調査の概要	9	第3項. キーワード検索	28
第1節. 基本的な考え方	10	第4項.該当条項リスト案から除外する条項	33
第1項.調查内容	10	第5項.アナログ規制への該否の判断	34
第2項. 実施体制	<u>11</u>	第6項. 根拠法令等の確認	36
第2節. モデル自治体の概要	12	第7項. 規制根拠の分類	37
第3節.調査の進め方	13	第8項. 運用見直し案の整理	40
第1項. 条例等におけるアナログ規制の点検・見直し作業	13	第9項. 自治体WGの実施	41
第2項. 技術代替による効果試算	17	第4章. 自治体WG・洗い出し作業の結果	44
第3項. デジタル化の推進等に係る課題調査	18	第1節. 自治体WGの概要	45
<u>第4節. 調査スケジュール</u>	19	第2節. 自治体WGの結果	49
第3章.条例等におけるアナログ規制の点検・見直し作業	20	第3節.アナログ規制数等の取りまとめ	51
第1節. アナログ規制の考え方	21	第1項. 分野別	51
第1項. 国の法令等における見直しの考え方	21	第2項. モデル自治体別	52
第2項.本調査における見直しの考え方	22	第3項. モデル自治体・分野別	53



目次

第4項. 都道府県·市町村別	<u>56</u>	第2節.キーワード検索の整理
第5項. 分野別・規制区分	58	第1項. 全規制区分共通の整理
第6項.分野別・規制根拠	59	第2項. 規制区分別の整理
第7項. 分野別・現在のPhase	60	第3節.アナログ規制への該否判断基準の整理
第4節.集計まとめ	61	第1項. 本調査を踏まえた該否判断基準の整理
第5章.技術代替による効果試算	65	第2項. 該否判断事例
第1節.調査概要	66	第3項. 該否判断の課題と対応案
第1項. 効果試算の目的	66	第4項.アナログ規制非該当リスト
第2項. 効果試算の方法	67	第4節. 規制根拠の分類方法の整理
第3項.調査の対象等	69	第5節. 運用見直し案の整理
第2節.調査結果	70	第1項. 都道府県と市区町村の連携・一体的な見画
第6章. デジタル化の推進等に係る課題調査(アンケート調査)	82	第2項. 運用見直し案の例示
第1節.アンケート調査内容	83	第6節.条文の見直しの考え方の整理
第2節.アンケート調査結果	84	第8章.まとめ
第3節.アンケート調査結果を踏まえた課題と対応策案	85	
第7章.マニュアルの見直しポイント	88	
第1節.検討体制に関する整理	89	

<u>第2節. キーワード検索の整理</u>	91
第1項. 全規制区分共通の整理	91
第2項. 規制区分別の整理	92
第3節.アナログ規制への該否判断基準の整理	101
第1項. 本調査を踏まえた該否判断基準の整理	101
第2項.該否判断事例	103
第3項. 該否判断の課題と対応案	105
第4項.アナログ規制非該当リスト	106
第4節. 規制根拠の分類方法の整理	111
第5節. 運用見直し案の整理	114
第1項. 都道府県と市区町村の連携・一体的な見直しの必要性	114
第2項. 運用見直し案の例示	115
第6節、条文の見直しの考え方の整理	121
第8章. まとめ	123

第1章. はじめに

第1節. 本調査の背景と目的

背景(1/2)

- 政府においては、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的な課題の一体的な検討や実行を強力 に推進するため、令和3年11月に内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」(以下「デジタル臨調」という。)
 が発足した(※)。
- デジタル臨調では、令和3年12月、構造改革に通底する5つの原則(①デジタル完結・自動化原則、②アジャイルガバナンス原則、③官民連携原則、④相互運用性確保原則、⑤共通基盤利用原則)からなる「構造改革のためのデジタル原則」(以下「デジタル原則」という。)を共通の指針として策定し、このデジタル原則に沿って、4万以上の法令等を対象にアナログ規制を横断的に見直すこととした。
- 具体的には、代表的なアナログ規制として、目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目の規制及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制を点検・見直しの対象として取り上げ、これらのアナログ規制に関して、法律・政令・省令等について調査し、それらの規制の点検・見直し方針を含む「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を取りまとめた上で、令和4年12月、それぞれの見直しに向けた工程表を策定した。各府省庁は、この工程表に基づき、原則として令和4年7月から令和6年6月までの2年間で規制・制度の見直し等を行うこととされている。
- 一方、国の法令と同様、各地方公共団体で定める条例・規則等においても、アナログ規制が存在すると考えられ、特に、我が国において、福祉、消防、道路・河川等のインフラ整備など、国民生活に密接に関連する行政サービスの多くは、地方公共団体が実施していることを踏まえると、より多くの国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを享受し、成長を実感するためには、全国の地方公共団体におけるデジタル化の取組が不可欠と言える。

[※]デジタル臨調については、令和5年10月6日に廃止されている。

第1節. 本調査の背景と目的

背景(2/2)

- そこで、デジタル庁では、地方公共団体が、自主的にアナログ規制の見直しやデジタル技術の活用に取り組めるよう支援を行ってきており、具体的には、各地方公共団体がアナログ規制の点検・見直しに取り組むに当たり参考となるよう、国の法令等におけるアナログ規制の点検・見直しの考え方や地方公共団体における取組の手順案等についてまとめた「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】」(以下「マニュアル」という。)を令和4年11月18日に公表することなどにより、各地方公共団体の取組を支援している。
- マニュアルの公表後、一部の先行団体では、条例等のアナログ規制の点検・見直し作業が完了した団体もある一方で、その他の団体からは「具体的に見直すべき条例等を整理してほしい」、「先行団体における具体的な見直し事例を共有してほしい」などの意見も見られるところであり、今後、全国の地方公共団体において取組が進むためには、地方公共団体の条例等におけるアナログ規制の洗い出しの実例の横展開や、実際の点検・見直し作業における具体的な課題等の洗い出し・整理、またそれらを踏まえたマニュアルの改訂が必要となると考えられる。

第1節. 本調査の背景と目的

目的

- 以上のように、
 - 国民生活に密接に関連する行政サービスの多くは、地方公共団体が実施していることから、全国の地方公共団体におけるデジタル化の取組の重要性がますます高まっている
 - 地方公共団体の条例等におけるアナログ規制の洗い出し実例の横展開や、実際の点検・見直し作業における具体的な課題等の洗い出し・整理、またそれらを踏まえたマニュアルの改訂が必要となっている

といった背景を踏まえ、全国の地方公共団体においてアナログ規制の点検・見直し作業がさらに進むよう、現行のマニュアル改訂に向け、本調査では以下の2点を目的に、いくつかの地方公共団体の協力を得て、実際の条例等におけるアナログ規制の洗い出しを行った。

- ① 全国の地方公共団体のモデルとなるような洗い出し実例の創出
- ② 洗い出し作業の中で見られた課題の整理・分析

第2節.用語の定義

主な用語

● 本報告書で使用する用語は、特別の断りがない限り、次のとおりとする。

#	用語	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1	事務局	デジタル庁、三菱総合研究所及びその再委託先を含めた本調査のプロジェクトチームのこと。
2	モデル自治体	本調査の実施に当たって協力いただいた、全国から公募した13団体のこと(詳細は12頁を参照)。
3	オブザーバー団体	先行してアナログ規制の洗い出し・見直しを実施し、本調査において助言等をいただいた大分県及び福岡市の2団体のこと。
4	WG	アナログ規制の見直し・課題の整理等を目的として、モデル自治体、デジタル庁及び三菱総合研究所の3者で組成したワーキンググループのこと。
5	該当条項リスト	モデル自治体の条例等からアナログ規制に該当すると思われる条項を抽出したリストのこと。

参照する主な資料

● 本報告書で参照する主な資料は、特別の断りがない限り、次のとおりとし、本報告書における表記は用語に示すとおりとする。

#	用語	資料名	出典
1	指針	次期通常国会提出予定法案に係るデジタル原則適合性確認等のための指針 (Ver.2)(案)	次期通常国会提出予定法案に係るデジタル原則適合 性確認等のための指針(Ver.2)(案) (digital.go.jp)、閲覧日:2023/11/30。
2	マニュアル	地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】	<u>地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】 20221115clean</u> (digital.go.jp)、閲覧日: 2023/11/30。
3	工程表	デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表	<u>デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る</u> <u>工程表 (digital.go.jp)</u> 、閲覧日:2023/11/30。
4	公募要領	地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに係る課題調査事業 公募要領	公募要領 (digital.go.jp)、閲覧日:2023/11/30。

第2章. 本調査の概要

第1節. 基本的な考え方 第1項. 調査内容

 本調査における調査内容は、大きく以下の3つの項目で構成される(各調査項目の概要については第3章~第6章をそれ ぞれを参照)。①条例等におけるアナログ規制の点検・見直し作業、②技術代替による効果試算、③デジタル化の推進等に 係る課題調査の3項目である。

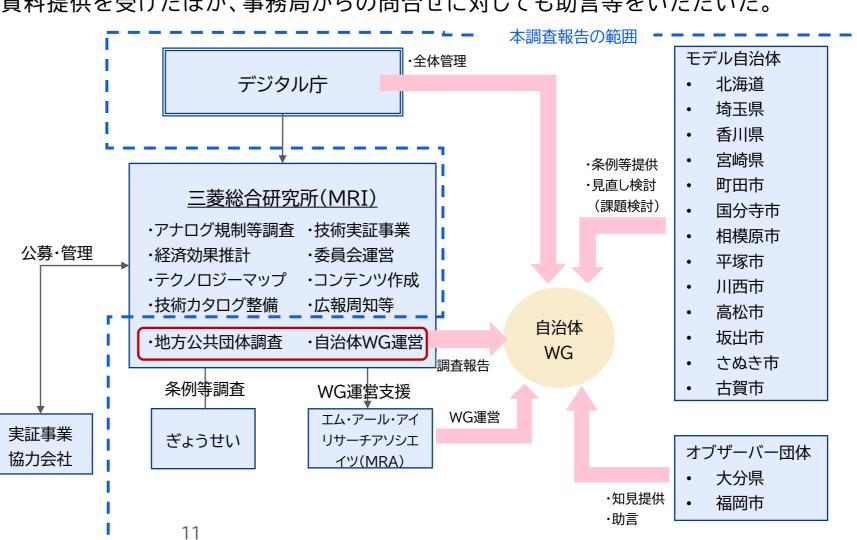
- ①条例等における アナログ規制の 点検・見直し作業
- モデル自治体の条例等を対象に、マニュアルに定められた手順を参考に、キーワード検索等を行い、アナログ規制に該当すると思われる条項を抽出し、該当条項リスト案を作成。併せて規制の見直し案についても整理
- 各モデル自治体とのWGにおいて、規制の実態・運用等を確認し、また、見直し案・見直しに向けた課題等について議論
- WGでの議論を踏まえて、該当条項リスト案を精査・確定、併せてアナログ規制の見直しにおける課題等を整理

- ②技術代替による 効果試算
- 技術代替による行政等のコスト削減効果を試算するため、規制類型ごとに効果算出モデル(算式)を作成
- ①で整理したアナログ規制の該当条項リストから各類型・モデルごとに代表的な規制を選定し、当該規制に係る運用上の基礎数値(検査回数、所用時間等)をモデル自治体から収集
- 各団体から報告された基礎数値をもとに、規制の見直し前後における行政等のコストをそれぞれ算出し、比較した場合の コスト削減額を試算

- ③デジタル化の推進 等に係る課題調査
- アナログ規制の見直しを踏まえたデジタル化の推進等に係る課題を調査するため、モデル自治体及びオブザーバー団体 を対象にアンケート調査を実施
- 調査結果に基づき、デジタル化の推進等に係る課題及び対応案を整理

第1節. 基本的な考え方 第2項. 実施体制

- 本調査は、デジタル庁から委託を受けた三菱総合研究所(MRI)が実施主体として行うものである。調査の実施に当たっては、全国から公募した13団体にモデル自治体として協力いただき、条例等の提供を受けたほか、自治体WGの中で、アナログ規制として洗い出した規制の確認や運用実態の確認・見直しに向けた課題の検討等を事務局と連携して行っていただいた。また、先行してアナログ規制の洗い出し・見直しを行っているオブザーバー団体2団体にも協力いただき、洗い出した対象条例等の一覧や改正後の条文例等の資料提供を受けたほか、事務局からの問合せに対しても助言等をいただいた。
- 「①条例等におけるアナログ規制の点検・ 見直し作業」については、法令・条文の解釈 や改正動向の点で知見のある「(株)ぎょう せい」にも事業を再委託。
- デジタル庁から委託を受けたテクノロジーマップ、技術カタログの作成、経済効果推計など、他の調査項目を担当するチームとも、調査状況等を共有しながら、本調査を実施した。
- 上記のほか、モデル自治体のアナログ規制 の見直し方法について知見を深めるために 外部講師を招いて講演会を開催した。



第2節. モデル自治体の概要

- 本調査の趣旨に賛同し、アナログ規制の見直し等に意欲・関心のある地方公共団体(都道府県及び市区町村)の公募を行い、 下表に示す13団体を「モデル自治体」として選定した。
- 調査の実施に当たっては、地方公共団体において見直しのニーズが高い6分野(消防・防災、医療・福祉・健康、子育て、環境、農林水産業、土木・インフラ)を設定し、各団体の希望も踏まえ、各団体2分野程度ずつを選定し、それぞれ重点的に見直し作業を実施した。

※なお、川西市については、その後の調整において、特に見直しニーズの高い総務分野(情報公開・個人情報保護・行政不服審査等関係)を対象分野に追加

		C 18 (C 0.	対象分野								
分類	モデル自治体	① 消防・ 防災	② 医療· 福祉·健康	③ 子育て	④ 環境	⑤ 農林水 産業	⑥ 土木・ インフラ	(追加) 総務	人口規模 ※1		
都道府県	北海道		0			0			5,224,614		
	埼玉県	0			0				7,344,765		
	香川県			0			0		950,244		
	宮崎県			0			0		1,069,576		
市町村	町田市(東京都)						0		431,079		
	国分寺市(東京都)	0		0					129,242		
	相模原市 (神奈川県、政令市)				0	0			725,493		
	平塚市(神奈川県)	0				0			258,422		
	川西市(兵庫県)						0	0	152,321		
	高松市(香川県)						0		417,496		
	坂出市(香川県)		0	0					50,624		
	さぬき市(香川県)					0	0		47,003		
	古賀市(福岡県)		0		0				58,786		

【分野選定の考え方】

分野の選定については、下記のようにモデル自治体と調整を行った上で決定した。

- 公募要領に記載の希望分野を参考に、 各モデル自治体と調整を行った。
- 調整の際、6分野に対して都道府県と 市町村をそれぞれ最低1団体は割り 振り、モデル自治体全体として分野を 網羅することとした。

^{※1} 統計局国勢調査 / 令和2年国勢調査 / 人口等基本集計 (主な内容:男女・年齢・配偶関係,世帯の構成,住居の状態,母子・父子世帯,国籍など)、 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat infid=000032142402、閲覧日:2023/11/30。

第3節.調査の進め方 第1項.条例等におけるアナログ規制の点検・見直し作業

本調査における点検・見直し作業の対象

本調査では、アナログ規制の点検・見直しの対象として、マニュアルに記載の「条例等」に対し作業を実施した。なお、「条例等」とは、条例、規則、規定、要綱、要領等を指す。

用語	定	義
条例等	条例、規則、規定、要綱、要領等	

マニュアル、5頁より抜粋

本調査における点検・見直し作業の手順

本調査では、マニュアル第三章に「2.規制の点検・見直しの手順例」として記載のある手順のうち、(1)(2)については、各団体で主体的に検討を進めるための基盤づくりであり、事務局での作業代替が困難であることからモデル自治体において取り組むこととし、主に「(3)規制の洗い出しと類型・フェーズの当てはめ」と「(4)見直しの検討」部分を中心に作業を実施した。(5)についても、条例等の改正を伴うことからモデル自治体において対応いただくこととした。

マニュアルに記載の手順例	
(1)組織の意思統一・推進体制の構築	
(2)点検・見直し方針の策定	
(3)規制の洗い出しと類型・フェーズの当てはめ	
(4)見直しの検討	
(5)見直しの実施	

- (1)(2)はマニュアルを参考にモデル自治体にて取り組んでいただくこととした。
- (3)(4)は事務局にて整理の上、WGで協議(規制の 洗い出し結果及び見直し案を提示・議論)した。
- (5)はWG後、モデル自治体にて検討いただいた。

第3節.調査の進め方 第1項.条例等におけるアナログ規制の点検・見直し作業

具体的な点検・見直し作業の手順

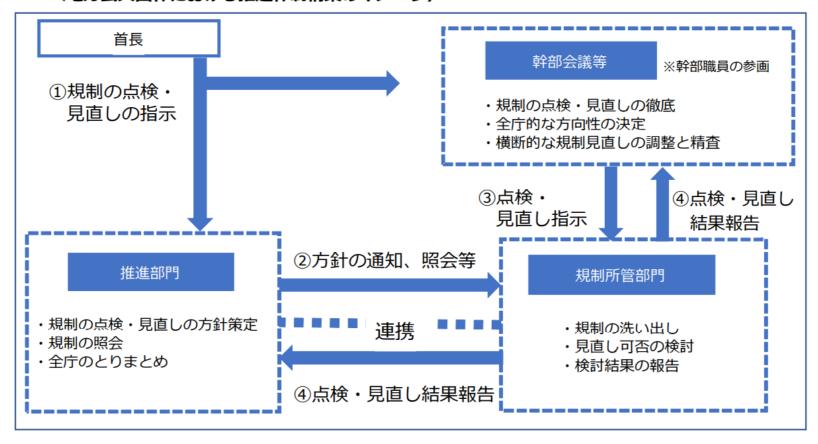
- マニュアルに記載の作業手順のうち、「(3)規制の洗い出しと類型・フェーズの当てはめ」、「(4)見直しの検討」に当たっては、次のステップで行った。
 - ① 洗い出し対象とする分野についてモデル自治体と調整後、モデル自治体から対象分野の条例等を収集。
 - ② 事務局において収集した条例等を対象にキーワード検索等によりアナログ規制に該当する可能性のある条項を洗い出し、事務局にて運用見直し案を規制ごとに付記し、該当条項リスト案を作成。
 - ③ 該当条項リスト案をもとに、アナログ規制への該否、運用見直しにおける課題等を確認するため、WGを実施。
 - ④ モデル自治体にてWGを踏まえて該当条項リスト案・運用見直し案を精査・修正後、運用見直し案を含めた最終的な該当条項リストを確定。

STEP1	洗い出し対象とする分野を モデル自治体と調整	本調査で対象とする業務分野を6分野として設定し、この6分野を網羅するようにモデル自 治体ごとに取り扱う業務分野を選定。モデル自治体から、対象分野の条例・規則等を収集。
STEP2	該当条項リスト案の作成	収集した条例等を対象にキーワード検索等を実施。アナログ規制に該当する可能性のある条項について、規制区分等を整理した上で「該当条項リスト案」として一覧化。規制の目的等を踏まえ、事務局にて規制ごとに運用見直し案を検討・追記。
STEP3	運用見直し等の協議(WG)	該当条項リスト案に基づき、実際の運用等をWGにおいてモデル自治体からヒアリング。アナログ規制への該否、運用見直し案の適否、運用見直しにおける課題等を協議。
STEP4	WGを踏まえた整理	該当条項リスト案・運用見直し案の精査・修正。 WGを踏まえてアナログ規制の見直しの方向性等を検討。

【参考】マニュアル手順(1)組織の意思統一・推進体制の構築

● 13頁で記載した「(1)組織の意思統一・推進体制の構築」について、マニュアルでは下図に示すような体制を構築することを対応案として提示している。本調査においては下図の体制を構築することが望ましいとする一方、調査目的及び調査期間を鑑み、マニュアルに基づく体制構築を必須要件として求めることまではせず、本プロセスは各モデル自治体の判断にて実施することとした。

<地方公共団体における推進体制構築のイメージ〉



マニュアル、22頁より抜粋

【参考】マニュアル手順(2)点検・見直し方針の策定

- 13頁で記載した「(2)点検・見直し方針の策定」について、マニュアルでは下図に示すような方針が内容例として挙げられている。
- ◆ 本調査においては下図のような方針を策定することが望ましいとする一方、調査目的及び調査期間を鑑み、マニュアルに基づく見直し方針の策定を必須要件として求めることまではせず、本プロセスは各モデル自治体の判断にて実施することとした。

<規制の点検・見直し方針の内容例>

- 規制の点検・見直しの目的、推進体制
- デジタル原則への適合性を点検する規律の範囲
- 点検・見直しを行うアナログ規制
- 見直しに向けた類型化とフェーズの基準案
- 点検・見直しのスケジュール
- 推進部門と規制所管部門との検討・確認の方法 等

マニュアル、24頁より抜粋

第3節.調査の進め方 第2項.技術代替による効果試算

- 今後、多くの地方公共団体がアナログ規制の見直しに取り組む際に、以下の2点が課題になると想定される。
 - ① アナログ規制の見直しに係るデジタル技術の導入に当たっては、規制所管部局や財政当局の協力が不可欠だが、協力を 求めるに当たっては、デジタル技術の導入による行政コストの削減効果等を定量的に提示することが重要となる。
 - ② 予算や体制の制約から同時に全ての規制類型について網羅的に見直しを進めることが難しい場合、見直しの優先順位を付けて取り組む必要があり、その際の判断基準の一つとして、より見直し効果の高い規制・手続を選定する必要がある。
- 上記を踏まえ、技術代替による規制類型ごとの見直し効果を試算するために、次の手順で技術代替による効果試算を実施した。具体的には、規制類型ごとに見直し前後のコストを算出し、見直し前後を比較してコストの削減額を試算した。なお、コストの試算に当たっては、行政・事業者・住民等のコスト発生先ごとに分類して算出した。

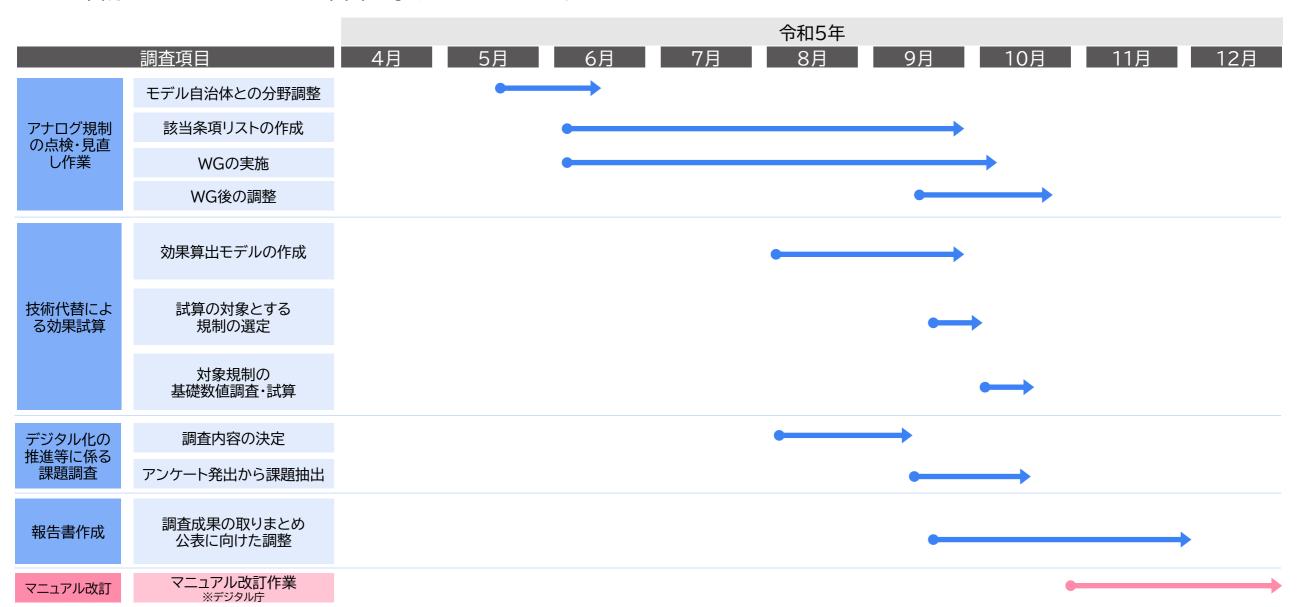
STEP1	効果算出モデルの作成	技術代替の類型ごとに算式を設計し、規制対象業務の基礎数値(検査件数、処理時間等)を変数として、効果算出できるモデルを作成した。
STEP2	対象規制の選定	モデル自治体のアナログ規制の洗い出し作業で得られた該当条項リストから、効果 算出類型を網羅するように技術代替の効果が高いと想定される規制を選定した。
STEP3	対象規制の基礎数値の調査	• モデル自治体に依頼し、対象規制の基礎数値を把握した。
STEP4	技術代替による効果額の試算	対象規制の基礎数値を基に、効果算出モデルを用いて技術代替前後のコストを算出することにより、技術代替による効果額を試算した。

第3節.調査の進め方 第3項.デジタル化の推進等に係る課題調査

- アナログ規制を見直した上で、その効果を享受するためには、行政内部及び地域企業、地域住民において広く技術代替による運用の見直しを進めていく必要がある。ただし、デジタル実装は、多くの関係者がいる中で、これまでの手順、設備等を変更するものであり、様々な課題が想定される。
- 上記を踏まえ、今後、デジタル技術を実装していくに当たり想定される課題を地方公共団体の目線から洗い出し、国及び地方公共団体における対策検討のための基礎資料とするため、本課題調査を実施した。
- ◆ 本調査では、主に以下の3つの課題を想定し、これらの課題の具体化を図るとともに、課題解決に向けて国にどのようなことを期待するのかをモデル自治体等に調査した。
 - ① 技術導入に係る費用や手順作成等に係る人件費といった、財政面・コスト面に関する課題
 - ② 地域企業との連携、議会や住民の理解を得るといった、庁内・庁外の関係者との調整に関する課題
 - ③ 技術・テクノロジーに関する課題
- 調査対象はモデル自治体の13団体及びオブザーバー団体の2団体とし、令和5年9月14日~10月16日の期間でWebアンケート形式で調査を実施した。
- この調査結果に基づき、対応策を整理した。

第4節.調査スケジュール

本調査のスケジュールは下図に示すとおりとした。



第3章、条例等におけるアナログ規制の点検・見直し作業

第1節.アナログ規制の考え方 第1項.国の法令等における見直しの考え方

- 国の法令等における見直しではアナログ規制について以下のように定義している。
 - 代表的なアナログ規制7項目(目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制)に該当するアナログ行為を求める場合があると解される条文/規定等
 - フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定
 - 上記のほか、各府省においてデジタル原則に適合した運用を阻害するおそれがあると判断される規定
- 詳細は、デジタル庁にて整理・公開している以下の資料等を参照。
 - デジタル庁Webサイト、国における各規制の類型化・フェーズの確認作業について(digital.go.jp)、閲覧日: 2023/11/30)。

第1節、アナログ規制の考え方 第2項、本調査における見直しの考え方

- ◆ 本調査におけるアナログ規制の洗い出し作業に当たっては、指針及びマニュアルの記載を参考にし、国の法令等の見直しにおける考え方をベースとした。
- 一方で、本調査は今後、全国の地方公共団体で取組が円滑に進むよう、点検・見直しに際しての課題を幅広く調査・分析することを目的としていることから、国の法令等の見直しにおける作業内容に加え、<u>本調査独自の取組として次の3点を実施</u>した。
 - 地方公共団体におけるアナログ規制の実態を詳細に把握するため、検索キーワードの追加、検索条件の緩和を行い、幅 広に洗い出した。
 - 洗い出した条文にアナログ規制7項目及びFD等規制のほか、書面規制が含まれているかどうかについても確認した。
 - 条文上、その運用について、デジタル的な手法による代替が許容されているか不明瞭なものもアナログ規制として取り扱った。
- 国の法令等の見直しにおける考え方と本調査における見直しの考え方の差異は右記表に示すとおりである。

国の法令等の見直しにおける考え方 本調査における見直しの考え方 マニュアル上のキーワードからand、 ①キーワード • 指針上のキーワード or条件を除外したもの • 上記のほか、同義語等のキーワード 条文上アナログ規制を課しているもの ②アナログ規制への 条文上、その運用について、デジタル 条文上アナログ規制を課しているもの 的な手法による代替が許容されている 該否の判断 か不明瞭なもの • 7項目等の中に書面規制がある場合は 7項目等の中に書面規制がある場合は ③その他 7項目等の類型の中で整理 「書面規制」の類型として整理

第2節.該当条項リスト作成手順の整理 第1項.該当条項リスト作成手順の概要

マニュアルにおける該当条項リストの作成手順

- マニュアルでは条例等からアナログ規制の可能性のある条文を抽出する際のキーワードの検索例や推進部門から規制所 管部門に照会を行う際の様式、当該様式に記載する内容の説明などが掲載されている(マニュアル25-34頁)。
- 一方で、キーワード検索による条文抽出後、各条文がアナログ規制に該当するか否かの判断を改めて行う際の該否の詳細 な判断基準等については記載されていない。

本調査における該当条項リストの作成手順

- 本調査では、基本的にはマニュアルに記載されている手順に沿って作業を行いつつ、上記のとおりマニュアルには具体的に記載されていないアナログ規制の該否判断等の手順を追加した上で24-26頁に示すようなステップと作業フローで該当条項リストの作成を行った。
- 作業フローで記載されている具体的な作業の内容については28-40頁に記載した。
- なお、該当条項リストを作成する様式については、マニュアルの参考資料5「規制の点検・見直しに係る照会様式例」(※)を基本とし、モデル自治体が記載しやすいよう修正を行ったものを使用した。

^{※ 20221118} policies manual-analog-regulation-review outline 08.xlsx (live.com)、閲覧日:2023/11/30。

第2節.該当条項リスト作成手順の整理 第1項.該当条項リスト作成手順の概要

- ◆ 本調査では大きく次の3ステップに沿って、条例等のうちアナログ規制に該当する条項を抽出し、それを該当条項リストとして作成した。
- 具体的な作業フローは25-26頁を参照のこと。

STEP1

キーワード検索により該当条項リスト 案を作成

- モデル自治体から受領した条例等を対象に、アナログ規制「7項目」+「FD規制」のキーワード(29-32頁)で検索を実施し、抽出された条項をもとに、該当条項リスト案を作成する。
- •詳細は次頁の作業フロー番号①を参照のこと。

STEP2

アナログ規制と解されるかどうかを 個別に判断

作成した該当条項リスト案に掲載の各条項を確認・精査し、各条項がアナログ規制「7項目」+「FD規制」に該当するか否かを改めて判断する(判断基準については33-35頁を参照のこと)。詳細は次頁の作業フロー番号②③を参照のこと。

STEP3

アナログ規制と解される場合、根拠法令などの属性情報を記載

- 根拠法令、規制区分、規制根拠の分類等を条項ごとに該当条項リスト案に記載する。
- 詳細は次頁の作業フロー番号④⑤⑥⑦を参照のこと。

第2節. 該当条項リスト作成手順の整理 第2項. 作業フロー(1/2)

◆ 本調査での該当条項リスト作成は次の手順に従って実施した。

①キーワード検索

モデル自治体から受領した条例等の情報を対象に、アナログ規制「7項目」+「FD規制」のキーワード (29-32頁)で検索を実施。当該キーワードを含んでいる条項を抽出し、「該当条項リスト案」を作成する。

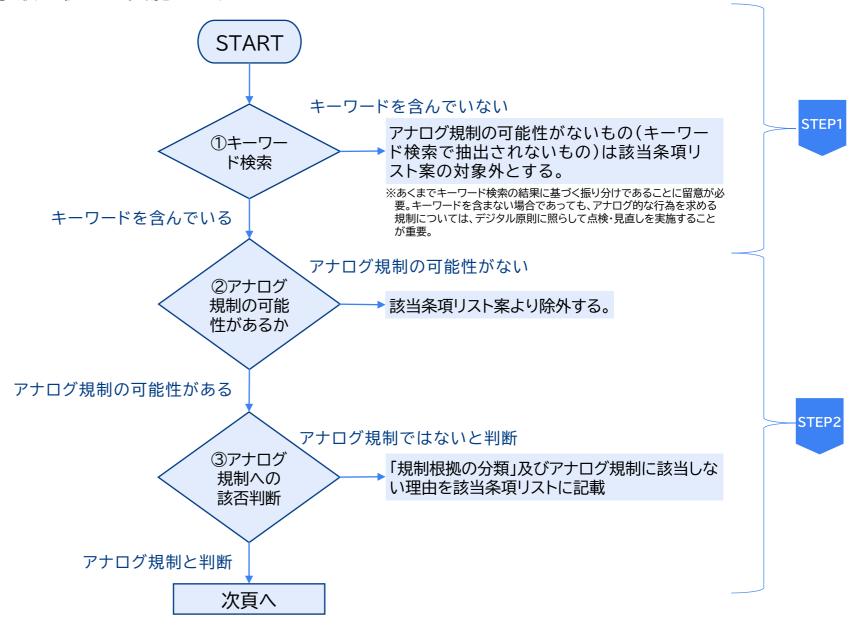
②アナログ規制でないことが明確な条文を除外

該当条項リスト案を対象に、例えば、届出や申請書の様式を定める条項等については、アナログ規制でないことが明確であるため、このような一見してアナログ規制でないことが明白なものについては、リストから除外する(リストから除外するものについては33頁に記載)。

③アナログ規制への該否判断

事務の性質上、アナログ的な手法・運用を定めていないと考えられる条項を条文リストから除外する(判断基準については34-35頁に記載)。

※7項目等で洗い出されたもののうち書面規制に該当する 部分があるものは、別途書面規制としてリストに掲載





STEP3

第2節.該当条項リスト作成手順の整理 第2項.作業フロー(2/2)

前頁からの作業フローの続きを示す。

④法令又は例規の引用有無

当該条例等が法令又は例規を引用しているか否か を確認する(36頁に事例を記載)。

⑤根拠の確認

引用されていない場合は、当該条例等で定めている 事務に関連する法令等を幅広く調査し、アナログ規制 を課している規定の根拠となる法令等が存在しない かを確認する(36頁に事例を記載)。

⑥当該規制の属性情報を記載

「根拠法令等」・「当該条項等」、「規制根拠の分類」、「改正法令等の施行期日」、「Phase」、「類型」を各規制ごとに該当条項リスト案に記載する(36頁を参照)。

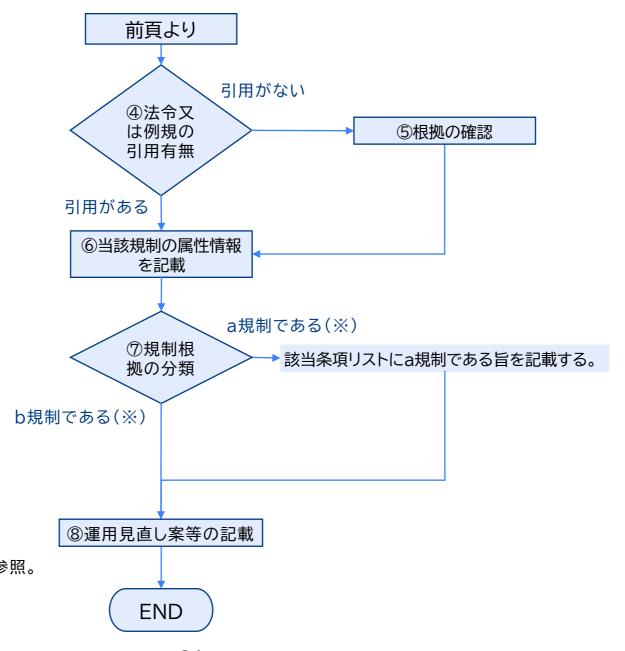
⑦規制根拠の分類

国の法令等に基づいて定めている規制の場合「a規制」とし、自団体独自の条例等に基づいて定めている規制の場合「b規制」として分類を行う(37頁を参照)。

⑧運用見直し案等の記載

規制の趣旨・目的も踏まえ、「運用見直し案」、「課題」、 「効果」を記載する。運用見直し案については40頁を参照。

※「a規制」及び「b規制」の定義については37-39頁を参照。



【参考】本調査で使用した該当条項リストの様式

◆ 本調査で使用した該当条項リストの様式は下図に示すとおりである。

	作業フロー①						作	業フロー⑥	作業フロー⑦	作業フロー⑥		
					現行	見直し	庺			規制根拠 の分類		
							根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名			(a1)国の法令等に基づいて		
No.	規制区分	条例等名	制定年番号	条項/	条文/規定内容	目古し古針			当該条項等	定められている規律 (a2)都の条例等に基づいて	改正法令等の施行期日	
				掲載場所	采义/ 就是内台	光直し刀剣			定められている規律			
										(b)自団体の条例等に基づい		
										て定めている規律		1
1												
2												†
3												1

	作業	ラロー⑥	WG後モデル自治体にて記載									作業フロー⑨			
			見直しの方向性		見i	直し予定					事務局案				
			a.要見直し			見直し	ノ時期								
•	Phase	類型	b.継続検討 c.見直し不要 d.国等の動向注視	見直しの方法/検討事項/ 見直し不要の具体的な理由 等	方針決定	公布予定	施行予定	運用開始	改正要否 備考	備考	運用の見直し案	課題	効果	備考	

^{※&}lt;mark>赤枠</mark>で囲った部分については、マニュアルでは記載のない本調査独自の記載項目である。

第2節. 該当条項リスト作成手順の整理 第3項. キーワード検索(1/5)

キーワード検索の方針(25頁の作業フロー①)

- マニュアル上では7項目のキーワード検索例として29-32頁に示すキーワード及び検索条件が記載されている。
- 一方、本調査独自の取組として、アナログ規制の実態を詳細に把握するため、マニュアル上に記載の検索キーワードに加え、 以下のとおり検索キーワードの追加、検索条件の緩和を行い、幅広に洗い出した。
 - 検索キーワード: 「アナログ規制に該当する可能性があるキーワード」として、キーワード自体にアナログ的要素を含んでいないものの、実態としてアナログ的な運用をしている可能性があると考えられる文言(「確認」、「面接」等)を追加した。
 - 検索条件:実態としてアナログ的な運用をしている可能性がある条文の抽出漏れがないよう、マニュアルに記載のand 条件を設定せずに検索を行い、検索条件の緩和を行った。
- なお、キーワード検索によって洗い出された該当条項リスト案の作成作業に当たっては、各条項が、①マニュアルに記載されているキーワードなのか、②本調査で独自に設定したキーワードなのか、③書面規制のキーワードなのか、それぞれどのような基準で抽出された規制なのかを明確に判断できるようにするため、各キーワードについて、下記のルールの下、着色を行った。

#	色	区 分
1	赤	マニュアルに記載されているアナログ規制7項目
2	青	本調査で独自に設定したアナログ規制7項目及びFD規制に該当する可能性のあるキーワード
3	緑	書面規制に該当する可能性があるキーワード

第2節. 該当条項リスト作成手順の整理 第3項. キーワード検索(2/5)

キーワード検索の方針(25頁の作業フロー①)

前述のキーワード検索の方針に基づき、次のとおり規制区分ごとにキーワードの設定を行った。

目視規制

マニュアルに基づく抽出方法

<検索キーワード>

- ·目視 and(検査 or 点検 or 調査)
- ·現地 and(検査 or 点検 or 調査)
- ·立ち入り and(検査 or 点検 or 調査)
- · 巡視 ・見張

·実地 and(検査 or 点検 or 調査) ·訪問 and(検査 or 点検 or 調査)

本調査での抽出方法

<検索キーワード> (注: 赤文字はマニュアルの検索キーワードと単独で一致するもの、青文字は追加した検索キーワード)

- 目視、実地、現地、訪問、立ち入、立入、巡視、見張、検査、点検、調査
- 対面、視認、現場、目で、立ち会、立ち合、立会、立合、破壊検査、赴く、打音、現着、打診、嗅診、触診、聴診、監視、外観、面会、面前、面談、 面接、巡回、測量、測定、計測、撮影、写真、警備、警ら、双眼鏡、テスト、訪れ、訪ね、現況、聞き取、聞き込、聴き取、聴き込、対話、聴取、同 席、観察、監察、査察、視察、監護、確かめ、確認、検分、検め、検閲、直接、手交、手渡、看護(※)、診察(※) ※「看護」及び「診察」については、現地に赴いて行う行為として「検査」「点検」「調査」と類似の意味で使われる場合のみ該当。

実地監査規制

マニュアルに基づく抽出方法

<検索キーワード>

•監杳



本調査での抽出方法

<検索キーワード>

•監查

※実地監査については、アナログ規制に該当する場合、「<mark>監査</mark>」のキーワードが必ず含まれ、「<mark>監査</mark>」のキーワードが含まれない場合は実地監査 をしている可能性がないと考えられるため、当該規制に関しては検索キーワードを追加しなかった。

第2節.該当条項リスト作成手順の整理 第3項.キーワード検索(3/5)

定期検査·点検規制

マニュアルに基づく抽出方法

<検索キーワード>

- ・定期 and(検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査)
- ・期間ごと and(検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査)
- ·(年●回 or 年に●回) and(検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査)
- ・(月●回 or 月に●回) and(検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査)
- ・(週●回 or 週に●回) and(検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査)
- ・(日●回 or 日に●回) and(検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査)



本調査での抽出方法

<検索キーワード> (注: 赤文字はマニュアルの検索キーワードと単独で一致するもの、青文字は追加した検索キーワード)

- 定期、期間ごと、年●回、年に●回、月●回、月に●回、週●回、週に●回、日●回、日に●回、 検査、点検、調査、測定、査察、監査、確認、審査
- ごとに●回、毎に●回、毎●回、頻度、月ごと、日ごと、週ごと、年ごと、年度ごと、)ごと、随時、/年、/月、/時間、/日間、月当たり、日当たり、週当たり、年当たり、年度当たり、月あたり、日あたり、週あたり、年あたり、年度あたり、原則●回、点検期、毎年、毎月、毎日、調査期、調査時、点検時、点検期、レビュー、状況を把握、計測、評価、モニタリング、ストレスチェック、検診、現状報告、現況届、現況報告、状況報告、見直し、取りまとめ、記録、報告、調書、通知、届、試験

常駐·専任規制

マニュアルに基づく抽出方法

<検索キーワード>

- ·常駐 ·専任
- ·選任 ・置かなければならない
- ・配置 ・ごとに and (選任 or 置くor 配置)



本調査での抽出方法

<検索キーワード> (注: 赤文字はマニュアルの検索キーワードと単独で一致するもの、青文字は追加した検索キーワード)

- 常駐、専任、選任、置かなければならない、配置、ごとに、
- 選任しなければならない、置く、置か、置き
- 駐在、常時、従事、専ら、宿直、日直、在所、監督、兼務、兼任、往診、待機、参集、招集、出動、稼働、専属、訓練

第2節.該当条項リスト作成手順の整理 第3項.キーワード検索(4/5)

対面講習規制

マニュアルに基づく抽出方法

<検索キーワード>

·講習 ·研修



本調査での抽出方法

<検索キーワード> (注: 赤文字はマニュアルの検索キーワードと単独で一致するもの、青文字は追加した検索キーワード)

- 講習、研修
- 養成、講座、有効期限、修了証、受講、科目、課目、登録料、口述、検定料、学科、教育訓練、特別教育、特別の教育、基本教育、課程、講座、技能(※)、訓練(※)、教習(※)、実技(※)、演習(※)
 - ※「研修」・「講習」と並列で用いられている、あるいは文脈上「研修」・「講習」に近い意味と判断される場合のみ該当。

書面掲示規制

マニュアルに基づく抽出方法

<検索キーワード>

・掲示・掲げ



本調査での抽出方法

<検索キーワード> (注: 赤文字はマニュアルの検索キーワードと単独で一致するもの、青文字は追加した検索キーワード)

- 掲示、掲げ
- 許可証、見やすい、標章、インターネットを利用、インターネットの利用

往訪閲覧 · 縦覧規制

マニュアルに基づく抽出方法

<検索キーワード>

·閲覧 ·縦覧



本調査での抽出方法

<検索キーワード> (注:赤文字はマニュアルの検索キーワードと単独で一致するもの、青文字は追加した検索キーワード)

- 閲覧、縦覧
- 供する、提示



第2節. 該当条項リスト作成手順の整理 第3項. キーワード検索(5/5)

FD等規制

● FD等規制については、マニュアル上で点検方法が記載されていないが、指針記載のキーワードも参考に本調査で独自に 設定した。

マニュアルに基づく抽出方法

点検方法について記載なし。



本調査での抽出方法

<検索キーワード> (注:青文字は本調査で設定した検索キーワード)

• FD、CD、DVD、ROM、フロッピー、ビデオ、テープ、ディスク、ロム、記憶媒体、電子媒体、USB、メモリ、記録媒体、磁気、記憶用、記録用、 シーディー、シー・ディー

書面規制

● 書面規制については、マニュアル上で点検方法が記載されていないため、該当すると思われるキーワードを本調査で独自に設定した。

マニュアルに基づく抽出方法

点検方法について記載なし



本調査での抽出方法

<検索キーワード> (注:緑文字が本調査で設定した書面規制の検索キーワード)

報告、添付、届出、届け出、提出、記載、通知、交付、記録、進達、押印、書類、書面、文書、図書、封書、様式、届、証、写し、申請書、意見書、通知書、調査書、月報、週報、日報

第2節.該当条項リスト作成手順の整理 第4項.該当条項リスト案から除外する条項

- ◆ 本調査では、キーワード検索によって抽出された該当条項リスト案を対象に、例えば、届出や申請書の様式を定める条項等については、アナログ規制でないことが明確であるため、このような一見してアナログ規制でないことが明白なものについては、アナログ規制の可能性がないと判断し、該当条項リスト案から除外することとした(25頁の作業フロー②)。
- 以下に該当条項リスト案から除外した条項の考え方を示す。

①届出や申請書の様式を定める条項である場合

```
第1号様式(第20条関係)
土砂等の埋立て等標識
許可年月日及び許可番号 年月日相模原市指令()第号
位置及び面積 ○○市 m2
(略)
現場責任者氏名
電話番号
```

② 附則等における読み替え規定など 例規上の技術的な規定である場合

附 則(平成3年9月30日規則第37号)

2 平成3年度に係る中小企業退職金共済掛金補助金の交付については、改正後の第4条の規定中「<u>毎年</u>1月1日」とあるのは「平成3年4月1日」と読み替えるものとする。

③書面掲示のキーワード「掲げる」について、法令用語としての「掲げる」が使われている場合 (休館日)

第3条 産業会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める日

第2節.該当条項リスト作成手順の整理 第5項.アナログ規制への該否の判断

- アナログ規制の洗い出しに当たって、条文に記載されているキーワードのみでは機械的な抽出にとどまり、アナログ規制に該当するか否か判断できない。この点、マニュアル上では、キーワード検索後のアナログ規制への該否の判断(25頁の作業フロー③)の詳細については記載されていないところ。
- このため、本調査では、アナログ規制の可能性がある条文で、<u>条文上アナログ的な手法・運用が明確であるもの(パターン①)、条文上アナログ的な手法・運用を前提としているか不明瞭であるもの(パターン②)</u>については、アナログ規制であると判断することとした。 (※実際にアナログ的な運用をしているかどうかはWGの中で確認)
- 一方、アナログ規制の可能性がある条文であっても、<u>事務の性質上アナログ的な手法・運用を定めていないと解されるもの(パターン③)</u>に ついては、アナログ規制ではないと判断することとした。
- 以下に示すフローは、本調査における上記考え方を視覚化したものである。



第2節.該当条項リスト作成手順の整理 第5項.アナログ規制への該否の判断

● 前頁における各パターンの具体例は以下のとおり(あくまで本調査における試行的な考え方・手法であることに留意)。

パターン①:条文上、アナログ的な手法・運用が明確であるもの

(実地確認の方法等)

第14条 条例第29条第1項及び第2項の規定による<u>実地確認</u>は、自らの<u>実地</u>における<u>調査</u>その他の方法により<u>確認</u>するものとする。

パターン②:条文上、アナログ的な手法・運用かどうか不明瞭であるもの

(委託に伴う措置)

第17条

2 市長は、この規則に定める事業を適正に行うため、実施施設が行う業務の内容を必要に応じ<u>調査</u>し、必要な措置を講ずることができる。

パターン③:その他、事務の性質上アナログ的な手法・運用を定めていないと解されるもの

- 3. 契約事務適正化委員会への付議
- (2) 各部契約事務適正化委員会

各部に設置された契約事務適正化委員会の会則等に従って付議します。課で行なう契約のうち、原則として300万円を超える契約について審議します。詳細は各部の総務担当課に確認してください。

(注:赤文字はマニュアルの検索キーワードと単独で一致するもの、青文字は追加した検索キーワード)

第2節.該当条項リスト作成手順の整理 第6項.根拠法令等の確認

法令又は例規の引用有無の確認(26頁の作業フロー④)

- 当該条例等が法令又は例規を引用しているか否かを確認する。
 - 引用のある例

第1条 この規則は、**宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第5条の2第2項の規定に基づき**、宅地建物取引業者名 簿並 びに免許の申請及び宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第9条の規定による届出に係る書類(以下「名簿等」とい う。)の<u>閲覧</u>に関し、必要な事項を定める。

その他根拠法令等の確認(26頁の作業フロー⑤)

- 当該条例等が法令又は例規を引用していない場合、当該条例等で定めている事務に関連する法令等を幅広く調査し、アナログ規制を課している規定の根拠となる法令等が存在しないかを確認する。
 - 法令又は例規を引用していない地方公共団体の条文例
 - 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所<u>ごとに</u>、放課後児童支援員を<u>置かなければならない</u>。
 - 上記の条文に該当する根拠規定
 - 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第1項
 - 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

その他属性情報の記載(26頁の作業フロー⑥・⑦)

● 法令又は例規の引用有無及び根拠の確認を完了後、「根拠法令等」・「当該条項等」、「規制根拠の分類」、「改正法令等の施 行期日」、「Phase」、「類型」等を該当条項リストに記載する(27頁を参照)。

第2節.該当条項リスト作成手順の整理 第7項.規制根拠の分類

マニュアルにおける整理(26頁の作業フロー⑦関係)

● 地方公共団体における各アナログ規制の根拠について、マニュアルでは下記のように、(a)国の法令等に基づいて定めているものと、(b)当該団体独自の規制として条例等に基づいて定めているものの、aとbの2つの区分を定義している。

	分類
(a)	国の法令等に基づいて定めている規律
(b)	自団体の条例等に基づいて定めている規律

出所)マニュアル、27頁より抜粋

- (a)国の法令等に基づいて定めている規律とは、マニュアル27頁の中で次のように定義されている。
 - 「法令等において定められる基準に従って定められている条例等が該当します。ただし、国の法令等を根拠として定められた条例等であっても、国の法令等において、その規定内容を制限していないものについては(b)に分類します。」
- (b)自団体の条例などに基づいて定めている規律とは、マニュアル27頁の中で次のように定義されている。
 - ①「法令等を根拠として定められた規制のうち、その規定内容について法令等において特段の制約がされていないもの」
 - ②「自団体で独自に定めた条例及び規則等に基づく規制」
- また、同じくマニュアル27頁の中で「国の法令等や他団体の条例等において、直接に規定内容が制約されてはいないものの、当該団体において、あえてこれらを参酌して規制を定めている場合は(b)に分類します。」とも記載されている。

第2節.該当条項リスト作成手順の整理 第7項.規制根拠の分類

本調査における整理(26頁の作業フロー⑦関係)

- 本調査では、マニュアルにおける整理を基本としながら、「a規制」をさらに2つに分類し、次の3分類とした。
- 具体的には、主に市町村の条例等については、国の法令等に基づいて定められている規制だけでなく、都道府県の条例等に基づいて定められている規制もあるため、新たに「a2」区分を追加した。

分類	定義
a1	国の法令等に基づいて定められている規律
a2	都道府県の条例等に基づいて定められている規律
b	自団体の条例等に基づいて定めている規律

規制根拠の分類

- 前述のとおり、各条項・規制の根拠法令等を確認した上で、国の法令等に基づいて定めている規制の場合「a1規制」、 都道府県の条例等に基づいて定められている規制の場合「a2規制」とし、各地方公共団体の条例等に基づいて定めている規制の場合「b規制」とした。
- 上記のいずれにも該当しない場合、当該規制の根拠法令等名/通知・通達等名/条例等名を読み取ることができない 旨を該当条項リスト案に記載した。また、類似規定がある場合には、参考情報として類似規定を記載した。

第2節.該当条項リスト作成手順の整理 第7項.規制根拠の分類

● また、「参酌すべき基準(以下、単に「参酌基準」という。)」(※1)又は「技術的助言」(※2)を規制根拠とする規制については、一概にa規制・b規制のいずれに該当するか判断が困難なものがあったが、本調査の中では以下のように取り扱うこととした。

#	区分	a規制又はb規制の判断
1	参酌基準	・ 法令等における参酌基準が改正となったとしても、その改正内容を十分に参照した結果であれば、条例等において参酌基準と異なる内容を定めることは可能であり、実質的には規定内容の制限がないと判断されることから、本調査においては「b規制」として整理する。
2	技術的助言	 技術的助言である通知・通達においては、各省庁が法令の運用や解釈について通知等をする場合があり、この場合は法令等で定める規制の具体的な内容等を補足するものであることから、「a規制」として整理する。 他方で、参酌基準を技術的助言として通知している場合もあり、参酌基準を根拠とする場合は前述のとおり「b規制」となることから、技術的助言を根拠とする場合を一律に「a規制」であるとみなすことは困難。 以上のとおり、技術的助言を規制根拠とする場合には、当該通知等の内容を確認した上で、その性質に応じ、a・b規制の区分を個別に判断・整理する。

- ※1 「参酌すべき基準」とは、条例等の制定に当たって、十分に参酌しなければならない基準を法令等において示しているものを指す。
- ※2 「技術的助言」とは、地方自治法第 245 条の4第 1 項等の規定に基づき国等から地方公共団体に通知されたものを指す。

第2節.該当条項リスト作成手順の整理 第8項.運用見直し案の整理

本調査における運用見直し案の整理(26頁の作業フロー®関係)

- 「a規制」と判断された規制のうち、当該規制の根拠法令等が国の工程表に記載のあるものは、国の見直し方針に従って条例等を見直す必要があるため、事務局では運用見直し案は記載しないこととした。国の工程表に記載のないものについても、今後の国の動向に沿って対応する必要があるため、事務局では運用見直し案は記載しないこととした。
- 「b規制」と判断された規制については、条文/規定内容、規制区分の類型・Phaseに基づき、活用可能なデジタル技術を 想定し、どのような運用の見直しができるのかを、事務局において「運用見直し案」、見直し時の「課題」、見直した際の「効果」の3点の記載を行った(記載例については下表に記載)。
 - ※運用見直し案の検討に当たっては、適切な見直し案を作成するため、当該規制の趣旨・目的をモデル自治体に確認を行いつつ、検討を行った。
 - ※運用見直し案を踏まえ、各モデル自治体において見直し方針等についても検討を行った。

		<u></u>	務局案として記載	
規制区分	条文/規定内容	運用見直し案	課題	効果
目視規制	(改善勧告) 第17条 5 市長は,改善勧告を行ったときは, 改善の状況を <mark>確認</mark> するため,第15条 第2項の <mark>実地検査</mark> を行うものとする。	補助事業者の協力のもと、当該 担当者がカメラを搭載したス マートフォンでその補助事業の 実態を撮影するとともに、行政 職員の質問に回答することでリ モートで行政職員が確認する。	不適正であると認識し、その状況を隠蔽しようとする事業者への対策を講じる必要がある。(何回かに一度は、現地調査を実施するなど)	(行政)移動時間の 削減

(注:赤文字はマニュアルの検索キーワードと単独で一致するもの、青文字は追加した検索キーワード)

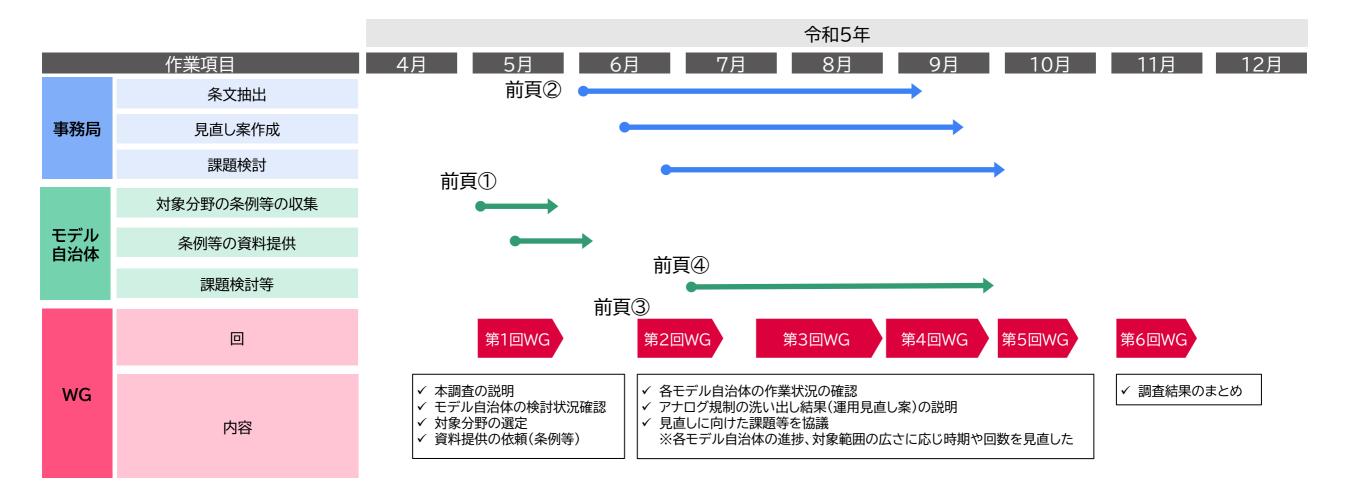
第2節. 該当条項リスト作成手順の整理 第9項. 自治体WGの実施

実施方針

- アナログ規制として洗い出した条項の確認や運用実態の確認・見直しに向けた課題の検討を目的として、モデル自治体、 デジタル庁及び三菱総合研究所の3者で自治体WGを実施することとした。
- 自治体WGは、基本的にはモデル自治体ごとに開催することとした。ただし、香川県については、坂出市・さぬき市と合同で本事業に応募しているため、香川県・坂出市・さぬき市と合同で開催を行った。
- 各WGの実施に当たっては、事務局及びモデル自治体においてそれぞれ次の作業を行った。
 - ① モデル自治体にて対象分野の条例等を収集、事務局に提供
 - ② 事務局にてアナログ規制の洗い出し・運用見直し案を作成
 - ③ WGを開催し、運用見直し案について議論・検討
 - ④ WGを踏まえ、該当条項リストを精査・修正、課題等を検討
- 条文/規則に加え要綱/要領も対象としていることから、洗い出す規制の数が多く、1度のWGのみで全規制を確認することができないと想定されたため、分野ごとに各回で取り扱う規制数を配分し、6月から10月にかけて全5回のWGをモデル自治体ごとに実施することとした。
- 全5回のWGを実施した後、これまでのWGで得られた課題・調査結果等をモデル自治体全体で共有するため、全モデル 自治体が参加するまとめのWGを11月に実施することとした。

第2節. 該当条項リスト作成手順の整理 第9項. 自治体WGの実施

スケジュール



第2節. 該当条項リスト作成手順の整理 第9項. 自治体WGの実施

講演会の開催

- 本調査で実施するWGとは別に、アナログ規制の見直しの有識者である若生氏による講演会を開催した。
- 実際に地方公共団体でアナログ規制の点検・見直しに携わったことのある若生氏の経験やアナログ規制の見直しへの取り 組み方に関する知見等を講演会で共有することにより、モデル自治体におけるアナログ規制の見直しの一助となることを 目的とし、本講演会を開催した。
- 講演会の概要は次のとおりである。
 - 開催日:令和5年8月4日(金)13:30~14:30
 - タイトル:「地方公共団体におけるアナログ規制見直しのポイント・留意点」
 - 講 師 :若生 幸也(株式会社日本政策総研 理事長 東京大学先端科学技術研究センター 客員上級研究員)

第4章. 自治体WG·洗い出し作業の結果

第1節. 自治体WGの概要(1/4)

※第1回WGは全モデル自治体共通でキックオフWGを実施し、WGの進め方を確認した

#	モデル自治体	WG	開催日程	備考	分野	取扱い条例等数
		第1回	5月16日	-	-	-
		第2回	7月6日	-	医療·福祉·健康	12
P1	北海道	第3回	-	書面開催	農林水産業	87
		第4回	-	書面開催	医療·福祉·健康	85
		第5回	-	書面開催	医療·福祉·健康	61
		第1回	5月11日	-	-	-
		第2回	7月14日	-	消防·防災	3
P2	埼玉県	第3回	7月28日	-	消防·防災	5
		第4回	8月31日	-	環境	14
		第5回	-	書面開催	環境	14
		第1回	5月17日	-	-	-
		第2回	7月3日	坂出市、さぬき市と合同	-	-
Р3	香川県	第3回	9月7日	さぬき市と合同	子育て	8
		第4回	9月11日	-	土木・インフラ	91
		第8回	10月4日	-	子育て	130
		第1回	5月16日	-	-	-
		第2回	6月28日	-	子育て	5
P4	宮崎県	第3回	8月9日	-	土木・インフラ	7
		第4回	9月13日	-	子育て	14
		第5回	9月27日	-	土木・インフラ	7



第1節. 自治体WGの概要(2/4)

※第1回WGは全モデル自治体共通でキックオフWGを実施し、WGの進め方を確認した

#	モデル自治体	WG	開催日程	備考	分野	取扱い条例等数
		第1回	5月16日	-	-	-
C1	町田市	第2回	6月29日	-	土木・インフラ	2
		第4回	9月14日	-	土木・インフラ	6
		第1回	5月11日	-	-	-
		第2回	7月6日	-	子育て	2
C2	国分寺市	第3回	9月11日	-	消防·防災	46
		第4回	9月19日	-	子育て	68
		第5回	10月1日	-	子育て	64
		第1回	5月10日	-	-	-
		第2回	7月7日	-	環境	2
C3	相模原市	第3回	8月25日	-	農林水産業	18
		第4回	9月13日	-	環境	30
		第5回	9月29日	-	農林水産業	18
		第1回	5月15日	-	-	-
		第2回	7月28日	-	消防·防災	2
C4	平塚市	第3回	9月15日	-	農林水産業	41
		第4回	10月5日	-	消防·防災	70
		第5回	10月12日	-	消防·防災	68



第1節. 自治体WGの概要(3/4)

※第1回WGは全モデル自治体共通でキックオフWGを実施し、WGの進め方を確認した

#	モデル自治体	WG	開催日程	備考	分野	取扱い条例等数
		第1回	5月12日	-	-	-
		第2回	7月5日	-	土木・インフラ	2
C5	川西市	第3回	8月25日	-	総務	51
		第4回	9月20日	-	土木・インフラ	83
		第5回	10月12日	-	総務	68
		第1回	5月9日	-	-	-
C6	高松市	第2回	7月4日	-	土木・インフラ	2
		第3回	9月4日	-	土木・インフラ	1
		第1回	5月17日	香川県、さぬき市と合同	-	-
C7	 	第2回	7月3日	香川県、さぬき市と合同	-	-
C7	坂出市	第6回	9月28日	香川県と合同	医療·福祉·健康	273
		第9回	10月11日	香川県と合同	子育て	74
		第1回	5月17日	香川県、坂出市と合同	-	-
		第2回	7月3日	香川県、坂出市と合同	農林水産業	2
C0	+ 4 + =	第3回	9月7日	香川県と合同	土木・インフラ	65
C8	さぬき市	第3回	9月26日	香川県と合同	農林水産業	41
		第5回	9月26日	香川県と合同	土木・インフラ	11
		第7回	10月2日	香川県と合同	農林水産業	34



第1節. 自治体WGの概要(4/4)

※第1回WGは全モデル自治体共通でキックオフWGを実施し、WGの進め方を確認した

#	モデル自治体	WG	開催日程	備考	分野	取扱い条例等数
		第1回	5月9日	-	-	-
		第2回	6月28日	-	医療·福祉·健康	3
C9	古賀市	第3回	8月23日	-	環境	37
		第4回	9月14日	-	医療·福祉·健康	86
		第5回	10月5日	-	医療·福祉·健康	87

第2節. 自治体WGの結果(1/2)

● 自治体WGにおいては、モデル自治体から下記のような論点・課題等に係る意見が出され、事務局との間で議論がされた。

運用見直し案について

- 規制の趣旨・目的を踏まえると、下記に挙げるような業務をデジタル技術によって代替する場合には、技術面等において課題が多い との意見が挙げられた。

・ 消防・防災分野: 目視確認できる点検対象は一部(消防車両の外観等)に限定されることや、緊急時の対応もあることから、

実地での作業が必要。

・子育て分野: 「面談」については、オンライン会議では把握しにくい事項(産後の経過観察や子どもの様子等)も多く、

対面が望ましい。

• 農林水産分野: 規制対象者である事業者等には高齢者が多く、デジタル技術の利用が困難な場合が多いため配慮が必要。

• 環境分野: 遠隔での検査等については、「視覚」「音声」情報を取得することは可能だが、技術上「触覚」「嗅覚」情報の

取得は困難。

・ 違法行為の取締: 遠隔での検査等においては、対象者による証拠の隠蔽行為等を発見することが困難。

撮影データの活用: 主に子育て関係や高齢者訪問等に係る事務について、個人情報保護の観点から宅内等の撮影が困難。

- その他、運用見直し時の留意点として、以下が挙げられた。

• 規制の見直しを踏まえ、事業者にデジタル技術による対応等を求める場合においては、機材の貸し出しや補助金交付など、事業者 側の環境整備に配慮・支援する必要がある。

• 単純にデジタル技術に代替した場合には、見直し前のアナログ手段と比較してコスト等が増える可能性もあるので、技術導入に当たっては、費用対効果等についても検討・整理を行う必要がある。

第2節. 自治体WGの結果(2/2)

条文等の見直しについて

- ・条文上は、アナログ的な手段に限定されていないが、運用上、慣例として書面や対面によって事務を行っている場合などもあり、こう した実態上のアナログ規制について、どのように対応を行うのか検討・整理が必要。
- ・各条文で定める業務について、現時点のデジタル技術では、アナログ手段の一部を代替することはできるが、業務の全てをデジタル 技術で代替することができず、デジタル技術の導入は段階的に進める必要がある。また、こうした技術導入までの移行期間も考慮 した条文等の見直しが必要になる。

その他

- ・複数の業務においてデジタル技術を共通的に活用することを見据えて規制の見直しを行う際には、各業務間の運用上の整合性等を 図るため、個別に規制の見直しを検討するのではなく、業務横断的に見直しの検討を行うことが重要。
- 国の工程表に記載のない法令等を根拠法令とする規制について、どのように対応を行うのか整理・検討が必要。
- •他のモデル自治体の取組内容や国における見直しの状況等も参考にしたい。
- ・見直しを進める際に生ずる課題等について、他の地方公共団体における事例も含めて、議論する機会がほしい。
- 国と地方公共団体の違いを考慮し、地方公共団体の状況を踏まえた上で、マニュアル等を作成・改訂してほしい。

第3節、アナログ規制数等の取りまとめ 第1項、分野別

分野ごとの規制区分別、規制根拠別、Phase別のアナログ規制数の取りまとめ結果は以下のとおり

- 分野:本調査において点検・見直し対象として取り扱った条例等の分野
- 取扱い条例等数:本調査において点検・見直し対象として取り扱った条例等の数
- アナログ規制
 - 総数:アナログ規制と判定した条文数
 - 規制区分:規制区分別のアナログ規制該当数(7項目+FD規制、書面規制)
 - 規制根拠の分類:規制根拠別のアナログ規制該当数(a規制:国の法令等又は都道府県の条例等を根拠、b規制:自団体の条例等を根拠)
 - Phase:デジタル化の進捗の度合いを表す3つの段階(ここでは見直し前における「現在のPhase」ごとに計上)

									アナログ	[*] 規制								
分野	取扱い					(糸	規制区分 総数:4,214	1)					制根拠の分 女: 2,330		現在のPhase (総数:3,282 ※2)			
	条例等数	総数	目視	実地 監査	定期 検査 •点検	常駐 •専任	対面講習	書面掲示	往訪 閲覧 •縦覧	FD	書面	a1	a2	b	1	2	3	
消防·防災	194	689	448	0	54	30	46	58	1	1	51	45	1	168	598	35	4	
医療·福祉·健康	607	1,472	234	16	135	596	179	57	24	8	223	876	0	198	1,180	39	22	
子育て	365	652	269	1	83	53	43	23	0	1	179	66	0	185	448	17	7	
環境	95	260	100	0	19	4	2	34	21	0	80	16	0	163	150	25	5	
農林水産業	241	398	140	11	31	13	18	40	10	2	133	36	0	192	252	5	6	
土木・インフラ	277	580	250	1	26	20	6	52	43	7	175	49	0	242	376	21	1	
総務(川西市のみ)	119	163	43	3	15	2	3	8	17	27	45	12	0	81	82	9	0	
合計	1,898	4,214	1,484	32	363	718	297	272	116	46	886	1,100	1	1,229	3,086	151	45	

- ※1 アナログ規制と判定した条文のうち現時点(令和5年11月30日)で、規制根拠が分類可能であった条文の総数
- ※2 書面規制(886条項)、FD規制(46条項)についてはPhaseの分類はないため、目視~往訪閲覧・縦覧規制に係る条文の総数。なお、規制根拠・Phaseの分類については現在精査中。

第3節.アナログ規制数等の取りまとめ 第2項.モデル自治体別

<u>モデル自治体ごと</u>の規制区分別、規制根拠別、Phase別のアナログ規制数の取りまとめ結果は以下のとおり

										アナロ:	グ規制							
#	モデル	取扱い					(#	規制区分 総数:4,214	4)					制根拠の分 女:2,330 :			在のPhas 女:3,282)	
	自治体名	条例等数	総数	目視	実地監査	定期 検査 •点検	常駐 ·専任	対面講習	書面掲示	往訪 閲覧 •縦覧	FD	書面	a1	a2	b	1	2	3
P1	北海道	245	1216	142	0	96	553	178	70	18	7	152	849	0	106	1001	33	23
P2	埼玉県	34	52	44	0	4	0	3	1	0	0	0	9	0	43	52	0	0
Р3	香川県	229	430	243	1	57	18	14	31	9	0	57	24	0	169	362	10	1
P4	宮崎県	33	80	9	0	9	6	3	14	8	3	28	22	0	29	42	7	0
C1	町田市	8	55	27	0	5	0	0	4	0	0	19	5	0	29	33	3	0
C2	国分寺市	180	246	72	0	18	12	24	4	0	0	116	22	0	61	127	3	0
С3	相模原市	68	217	67	0	19	6	0	33	20	0	72	8	0	133	117	23	5
C4	平塚市	181	724	464	0	59	34	41	63	5	1	57	45	1	190	623	37	6
C5	川西市	204	311	96	3	23	5	5	17	31	27	104	14	0	155	166	14	0
C6	高松市	3	13	0	0	0	0	0	0	7	3	3	0	0	12	7	0	0
C7	坂出市	347	408	128	10	48	47	18	11	3	1	142	42	0	115	244	14	7
C8	さぬき市	153	285	138	12	10	10	2	18	10	3	82	18	0	112	194	3	3
С9	古賀市	213	177	54	6	15	27	9	6	5	1	54	42	0	75	118	4	0
	4道県 合計	541	1,778	438	1	166	577	198	116	35	10	237	904	0	347	1,457	50	24
	9市 合計	1,357	2,436	1,046	31	197	141	99	156	81	36	649	196	1	882	1,629	101	21

^{※1} アナログ規制と判定した条文のうち現時点(令和5年11月30日)で、規制根拠が分類可能であった条文の総数

^{※2} 書面規制(886条項)、FD規制(46条項)についてはPhaseの分類はないため、目視~往訪閲覧・縦覧規制に係る条文の総数。なお、規制根拠・Phaseの分類については現在精査中。

第3節.アナログ規制数等の取りまとめ 第3項.モデル自治体・分野別(1/3)

モデル自治体・分野ごとの規制区分別、規制根拠別、Phase別のアナログ規制数の取りまとめ結果は以下のとおり

											アナログ	ブ規制							
#	モデル	分野	取扱い						規制区分					規制	制根拠の分	類	現在	EのPhas	se
" 目治体名	自治体名	ΉĐ	条例等数	総数	目視	実地監査	定期 検査 •点検	常駐 •専任	対面講習	書面掲示	往訪 閲覧 •縦覧	FD	書面	a1	a2	b	1	2	3
P1	北海道	医療·福祉·健康	158	1053	91	0	86	551	162	43	18	7	95	825	0	51	897	32	22
P1	北海道	農林水産業	87	163	51	0	10	2	16	27	0	0	57	24	0	55	104	1	1
P2	埼玉県	消防·防災	8	12	4	0	4	0	3	1	0	0	0	3	0	9	12	0	0
P2	埼玉県	環境	26	40	40	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	34	40	0	0
Р3	香川県	子育て	138	289	173	1	56	8	11	11	0	0	29	4	0	106	253	7	0
Р3	香川県	土木・インフラ	91	141	70	0	1	10	3	20	9	0	28	20	0	63	109	3	1
P4	宮崎県	子育て	19	33	7	0	4	5	3	9	0	0	5	10	0	18	28	0	0
P4	宮崎県	土木・インフラ	14	47	2	0	5	1	0	5	8	3	23	12	0	11	14	7	0

[※]埼玉県の環境分野については、目視規制の一部を抽出して検討を行った。

第3節.アナログ規制数等の取りまとめ 第3項.モデル自治体・分野別(2/3)

モデル自治体・分野ごとの規制区分別、規制根拠別、Phase別のアナログ規制数の取りまとめ結果は以下のとおり

											アナロ	ブ規制							
#	モデル	分野	取扱い						規制区分					規制	制根拠の分	類	現	在のPhas	se
#	自治体名	<u>η±</u> ,	条例等数	総数	目視	実地 監査	定期 検査 •点検	常駐 •専任	対面 講習	書面掲示	往訪 閲覧 •縦覧	FD	書面	a1	a2	b	1	2	3
C1	町田市	土木・インフラ	8	55	27	0	5	0	0	4	0	0	19	5	0	29	33	3	0
C2	国分寺市	消防·防災	46	39	8	0	7	0	3	2	0	0	19	1	0	16	19	1	0
C2	国分寺市	子育て	134	207	64	0	11	12	21	2	0	0	97	21	0	45	108	2	0
С3	相模原市	環境	32	177	46	0	17	3	0	32	19	0	60	8	0	102	90	22	5
С3	相模原市	農林水産業	36	40	21	0	2	3	0	1	1	0	12	0	0	31	27	1	0
C4	平塚市	消防·防災	140	638	436	0	43	30	40	55	1	1	32	41	1	143	567	34	4
C4	平塚市	農林水産業	41	86	28	0	16	4	1	8	4	0	25	4	0	47	56	3	2
C5	川西市	土木・インフラ	85	148	53	0	8	3	2	9	14	0	59	2	0	74	84	5	0
C5	川西市	総務	119	163	43	3	15	2	3	8	17	27	45	12	0	81	82	9	0
C6	高松市	土木・インフラ	3	13	0	0	0	0	0	0	7	3	3	0	0	12	7	0	0

第3節.アナログ規制数等の取りまとめ 第3項.モデル自治体・分野別(3/3)

モデル自治体・分野ごとの規制区分別、規制根拠別、Phase別のアナログ規制数の取りまとめ結果は以下のとおり

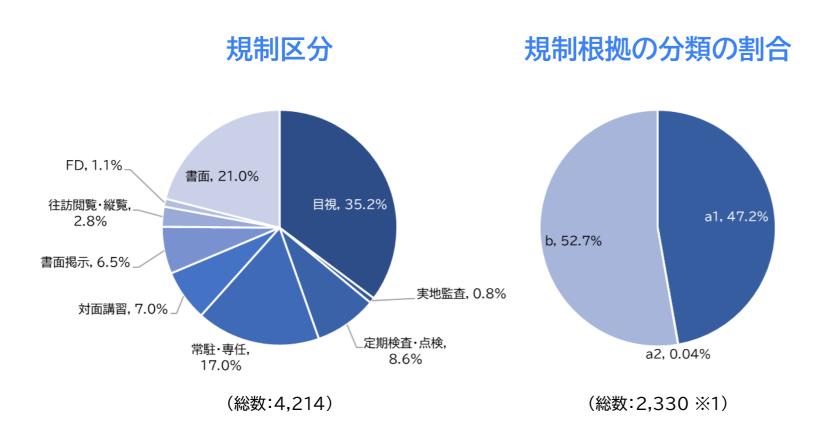
	モデル 自治体名	分野	取扱い 条例等数	アナログ規制															
#				総数	規制区分							規制根拠の分類			現在のPhase				
					目視	実地監査	定期 検査 •点検	常駐 •専任	対面講習	書面掲示	往訪 閲覧 •縦覧	FD	書面	a1	a2	Ф	1	2	3
C7	坂出市	医療·福祉·健康	273	285	103	10	36	19	10	10	3	0	94	11	0	99	185	6	0
C7	坂出市	子育て	74	123	25	0	12	28	8	1	0	1	48	31	0	16	59	8	7
C8	さぬき市	農林水産業	77	109	40	11	3	4	1	4	5	2	39	8	0	59	65	0	3
C8	さぬき市	土木・インフラ	76	176	98	1	7	6	1	14	5	1	43	10	0	53	129	3	0
С9	古賀市	医療・福祉・健康	176	134	40	6	13	26	7	4	3	1	34	40	0	48	98	1	0
С9	古賀市	環境	37	43	14	0	2	1	2	2	2	0	20	2	0	27	20	3	0



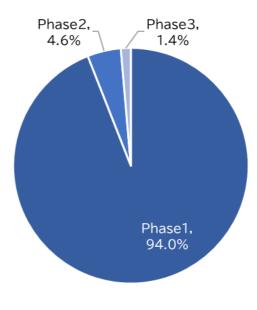
第3節.アナログ規制数等の取りまとめ 第4項.都道府県・市町村別

アナログ規制と判断した条文の内訳は以下のとおり

13団体(4道県、9市)



現在のPhaseの割合



(総数:3,282 ※2)

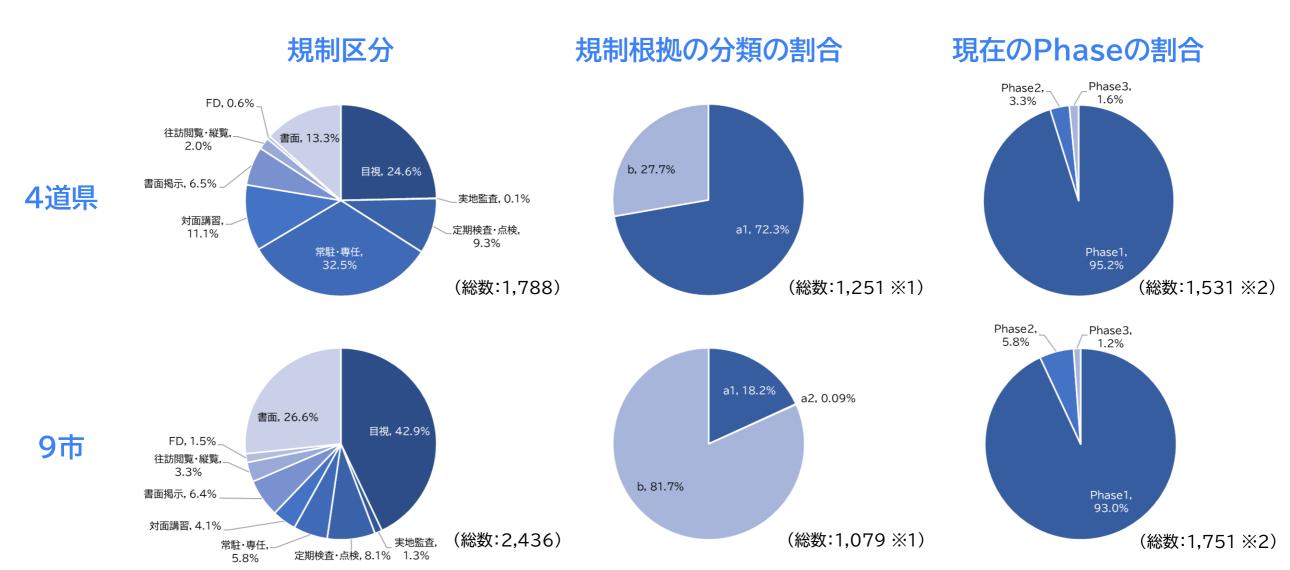
^{※1} アナログ規制と判定した条文のうち現時点(令和5年11月30日)で、規制根拠が分類可能であった条文の総数

^{※2} 書面規制(886条項)、FD規制(46条項)についてはPhaseの分類はないため、目視~往訪閲覧・縦覧規制に係る条文の総数。なお、規制根拠・Phaseの分類については現在精査中。



第3節.アナログ規制数等の取りまとめ 第4項.都道府県・市町村別

アナログ規制と判断した条文の内訳は以下のとおり

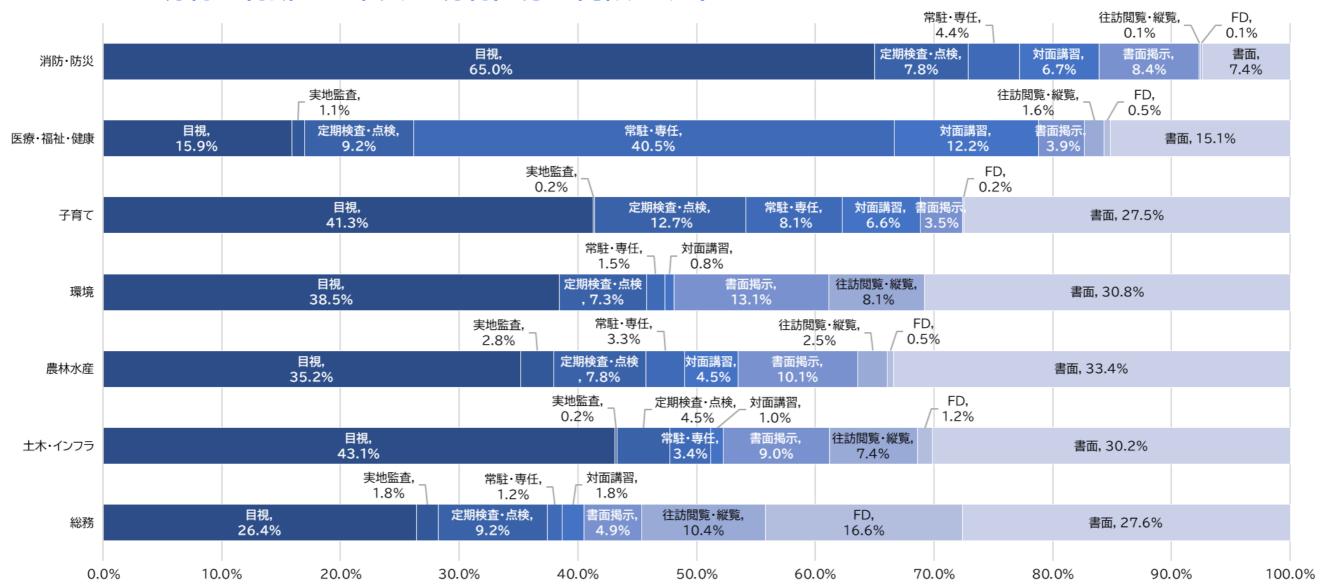


- ※1 アナログ規制と判定した条文のうち現時点(令和5年11月30日)で、規制根拠が分類可能であった条文の総数
- ※2 書面規制(886条項)、FD規制(46条項)についてはPhaseの分類はないため、目視~往訪閲覧・縦覧規制に係る条文の総数。なお、規制根拠・Phaseの分類については現在精査中。



第3節.アナログ規制数等の取りまとめ 第5項.分野別・規制区分

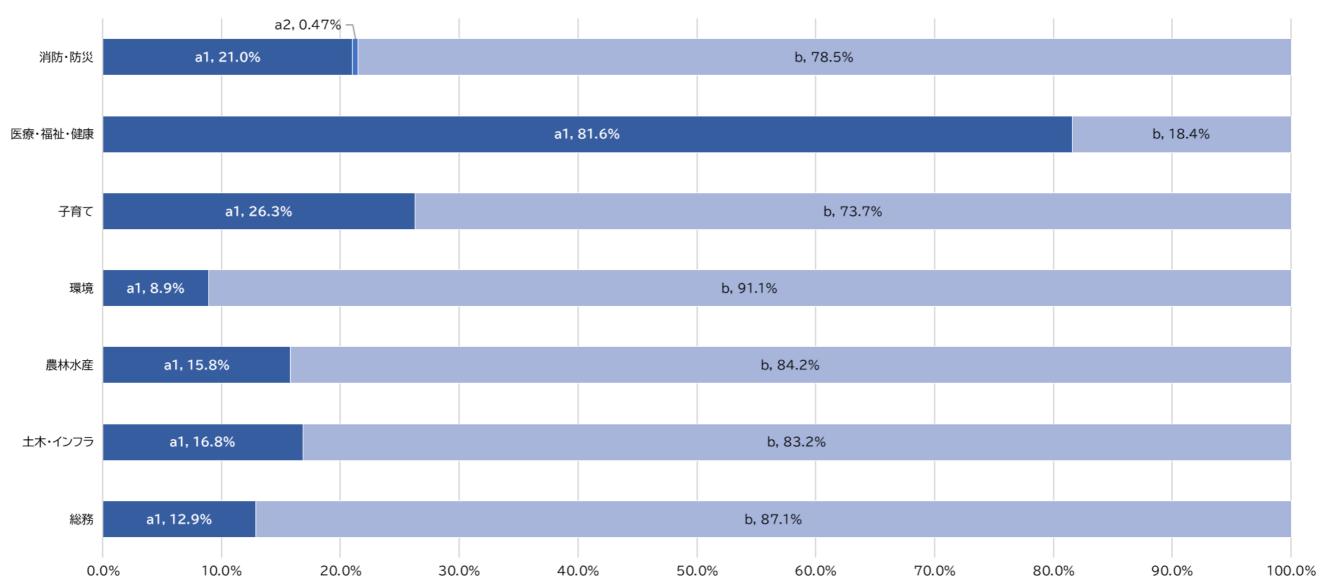
アナログ規制と判断した条文の規制区分の内訳は以下のとおり





第3節.アナログ規制数等の取りまとめ 第6項.分野別・規制根拠

アナログ規制と判断した条文の規制根拠の分類の内訳は以下のとおり

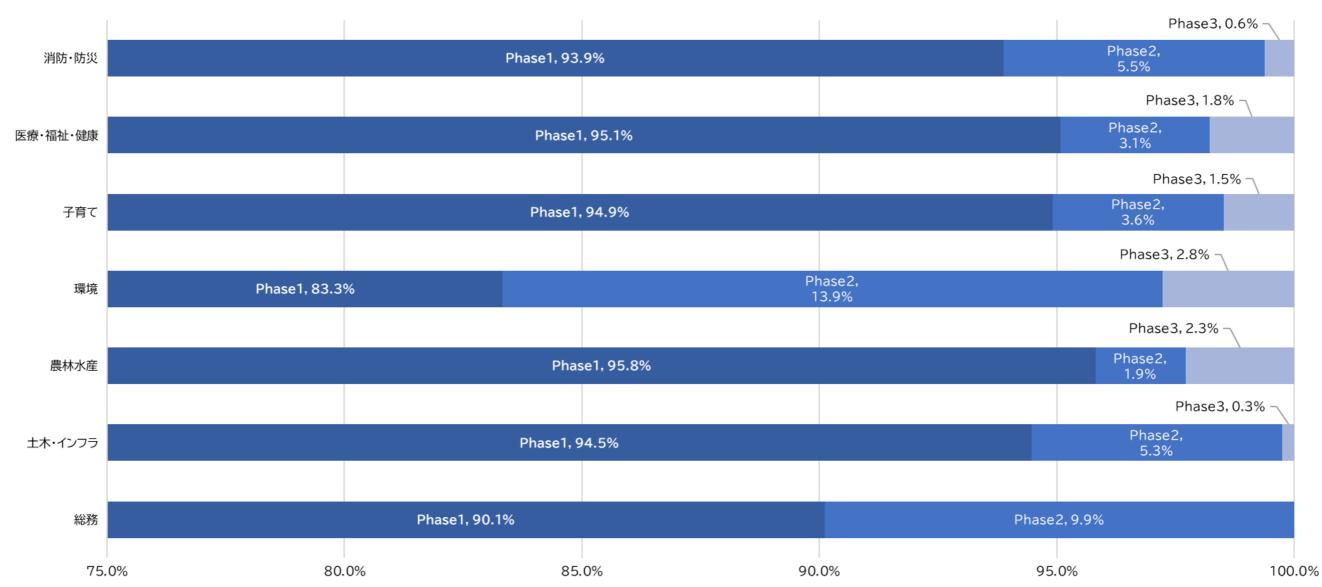


※アナログ規制と判定した条文のうち現時点(令和5年11月30日)で、規制根拠が分類可能であった条文に係る割合を記載。 なお、規制根拠の分類については現在精査中。



第3節、アナログ規制数等の取りまとめ 第7項、分野別・現在のPhase

アナログ規制と判断した条文の現在のPhaseの内訳は以下のとおり



※書面規制(886条項)、FD規制(46条項)についてはPhaseの分類はないため、目視~往訪閲覧・縦覧規制に係る条文の割合を記載。 なお、Phaseの分類については現在精査中。

集計結果総括

本調査におけるアナログ規制の傾向は次のとおりである。なお、本章にて記載した洗い出し結果については、現在(令和5年11月30日時点)該当条項リストを精査中であり、精査作業によって、本報告書での該当条文数・規制根拠の分類等が変動する可能性がある。

全体の規制区分、規制根拠の数

- 目視規制(1,484件、35.2%)が全体の中で最も多く、次いで書面規制(886件、21.0%)、常駐・専任規制(718件、17.0%)が多い。特に目視規制は、おおよそ全てのモデル自治体・分野に該当する条文が存在した。
- 全体ではa1規制(1,100件、47.2%)、b規制(1,229件、52.7%)がおよそ半々であり、a2規制は1件のみであった。

分野別における規制区分、規制根拠の数

- 消防・防災分野は、目視規制(448件、65.0%)が最も多かった。消防車両の管理や防災計画などの条例等が含まれるが、 主たる業務の一つが現地での状況等の確認(設備点検、発災時の調査等)であり、目視規制が多くなったと考えられる。
- 医療・福祉・健康分野は、常駐・専任規制(596件、40.5%)が最も多く、そのうち91.1%が都道府県の条例等、かつ、a1規制であった。当該分野に専門職が多いことが、常駐・専任規制が最も多かった理由の一つと考えられる。
- 子育て分野は、目視規制(269件、41.3%)と書面規制(179件、27.5%)が多かった。当該分野は、補助金や手当に関する条例等も多く含まれており、申請書類の提出や、審査に伴う調査といった業務の影響で目視規制と書面規制が多くなったと考えられる。
- 環境分野は、目視規制(100件、38.5%)と書面規制(80件、30.8%)が多かった。当該分野は環境保全や公害防止などの条例等が含まれており、立入検査、報告等といった業務の影響で目視規制と書面規制が多くなったと考えられる。
- 農林水産分野は、目視規制(140件、35.2%)と書面規制(133件、33.4%)が多かった。当該分野は、農業から競馬まで幅広い領域の条例等が含まれるが、申請や審査に伴う調査といった全領域に共通した業務によって、全体として目視規制と書面規制が多くなったと考えられる。
- 土木・インフラ分野は、目視規制(250件、43.1%)が最も多かった。当該分野の主たる業務の一つが建造物の検査、計測、 点検、及び整備といった現地での状況等の確認であり、目視規制が多くなったと考えられる。
- 総務分野では書面規制(45件、27.6%)が最も多かった。当該分野は行政手続や個人情報など様々な領域の条例等が含まれるが、書面を取り扱う報告、記録などは全領域に共通した業務であり、全体として書面規制が多くなったと考えられる。

道県別及び市町村別の規制区分、規制根拠の数

● 道県

- 常駐・専任規制(577件、32.5%)が全体の中で最も多く、次いで目視規制(438件、24.6%)、書面規制(237件、13.3%)が多い。常駐・専任規制は、北海道の医療・福祉・健康分野で多く該当条文があり、当該分野が専門職の多い分野であることによる影響と考えられる。
- 規制根拠はa1規制(904件、72.3%)が最も多く、都道府県では国の法令等に基づいて規定している条文が多いことが分かる。

● 市町村

- 目視規制(1,046件、42.9%)が全体の中で最も多く、次いで書面規制(649件、26.6%)、定期検査・点検規制 (197件、8.09%)が多い。検査・点検や窓口での申請受付業務など現場での業務が多いことが理由と考えられる。
- 規制根拠はb規制(882件、81.7%)が最も多く、市町村では自団体の条例等に基づいて規定している条文が多いことが分かる。

アナログ規制見直しに取り組む際の考え方について

- 本調査においては、以下のような傾向が見られた。
 - モデル自治体における規制区分の中で最も多かった規制は目視規制であり、全体の35%以上を占めていた。なお、これは国における点検・見直し結果(9,669条項のうち目視規制が2,927条項(30.3%)で最多)と同様の結果であった。
 - 特に、消防・防災分野(65.0%)、土木・インフラ分野(43.1%)、子育て分野(41.3%)で目視規制に該当する条文が多かった。
 - モデル自治体における規制根拠はa1規制、b規制がおよそ半々であったが、道県についてはa1規制が多く、市町村についてはb規制が多いという結果であり、道県と市町村とで規制根拠の差があった。
- 上記傾向を踏まえると、人的・時間的制約などから一定の優先度を付けて点検・見直しを行う場合においては、以下の観点 に留意すると、重点的・効率的にアナログ規制の見直しに取り組むことが可能になると考えられる。
 - 消防・防災分野、土木・インフラ分野、子育て分野で、目視規制のa1規制又はb規制に取り組むこと
 - また、目視規制に加えて常駐・専任規制、書面規制を見直すことで、地方公共団体における条例等のうち、約7割のアナログ規制の見直 しにつながる可能性があることが、本調査の結果から示唆された。(アナログ規制の総数のうち目視規制、常駐・専任規制、書面規制が 占める割合:道県70.4%、市75.3%)
 - ただし、各地方公共団体におけるアナログ規制見直しの重点分野は、各団体の実情や特性を鑑みて決定されるべきであると考えられるため、上記の結果を参考にしつつ、点検・見直し方針を策定する必要がある。

第5章.技術代替による効果試算

第1節.調査概要 第1項.効果試算の目的

技術代替による効果を試算する目的は以下のとおり。

1モデル事例の創出

- アナログ規制を見直し、デジタル技術を導入していくに当たっては、規制所管部局や財政当局の協力が不可欠となる。この協力を依頼するに当たって、アナログ規制の見直しの推進役となる部署においては、デジタル技術の導入による行政コスト等の削減効果や技術代替によるメリットを定量的に提示することが重要となる。
- このため、各団体において、アナログ規制の見直しとデジタル技術による代替を推進する際の参考として活用できるよう、 今回の調査事業において洗い出した規制の中から複数のモデルを選定し、技術代替による効果の算出(コスト削減効果の 試算)を行うことで、モデル事例を創出した。

②技術代替によるコスト削減効果の可視化

予算や体制の制約から全ての規制区分について網羅的に見直しを進めることが難しい場合、見直しの優先順位を付けて取り組む必要がある。各団体においてデジタル技術の導入を検討し、又は見直しの優先度を設定する際、その判断基準の一つとして、より見直し効果の高い規制・手続を選定する必要がある。そこで、当該検討に当たっての参考となるよう、モデル事例を用いた技術代替によるコスト削減効果の試算を行うことで、効果試算の事例を整理する。

第1節.調査概要 第2項.効果試算の方法

下記の手順により、技術代替の効果を試算した。

STEP1:効果算出モデルの作成

技術代替の類型(下記)ごとに算式を設計し、規制対象業務の基礎数値(検査件数、処理時間等)を変数としてコストを算出の上、見直し前後のコストの比較によりコスト削減効果を算出できるモデルを作成した。

規制類型	効果算出類型
実地監査	│ ・①オンライン会議システムの活用による遠隔での検査
目視	②ドローンの活用による高所・広域調査
 常駐・専任	③オンライン会議システムの活用による遠隔管理
対面講習	④オンライン会議システムの活用による遠隔受講
往訪閲覧·縦覧	⑤オンライン閲覧サービスによる遠隔閲覧

- ※経済効果推計業務で整理されたモデルに基づき作成。
- ※定期検査・点検規制については、適用する技術代替のサービス・製品がドローンやオンライン会議のように普及価格帯ではなくコスト変動が大きいことから、今回の調査においては、算出対象外とした。
- ※書面掲示規制については、今回の調査においては Web掲載との併用を想定し、その場合、住民の利便 性向上といった定性的な効果が主であるため、算出対 象外とした。

STEP2:対象規制の選定

モデル自治体のアナログ規制の洗い出し作業で得られた該当条項リストから、効果算出類型を網羅するように技術代替の効果が高いと想定される規制を選定した。

STEP3:対象規制の基礎数値の調査

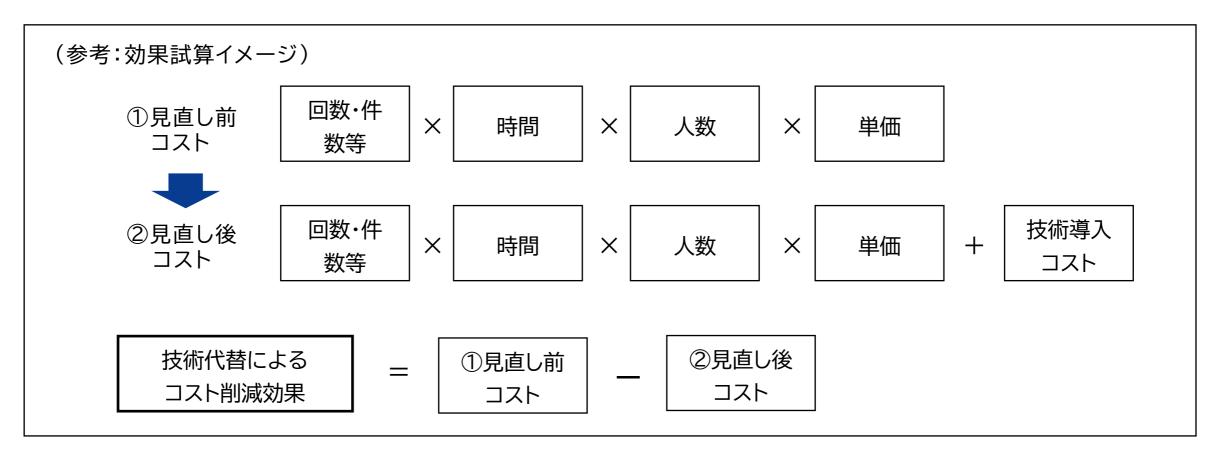
モデル自治体に対象規制の基礎数値の提示を依頼し、効果算出に必要な情報を収集した。

(次頁に続く)

第1節.調査概要 第2項.効果試算の方法

STEP4:技術代替による効果額の試算

基礎数値をもとに効果算出モデルを用いて技術代替前後の年間コストを算出し、両者の差分を技術代替の効果額として算出した。



※経済効果推計業務では、国の見直し対象全体の総コストを算出していたが、本調査では規制で定める手続・事務ごとの効果を算出。

第1節.調査概要 第3項.調査の対象等

試算の対象としたモデル事例(対象規制)

規制類型	効果算出類型	試算の対象としたモデル事例(対象規制)					
実地監査	 ①オンライン会議システムの活用による遠隔での	モデル1:請負契約の完了を確認するための検査業務					
□ 1 1	検査	モデル2:生活環境を保全するための工場等への立入検査業務					
目視	②ドローンの活用による高所・広域調査	モデル3:道路橋に対する近接目視を基本とした検査業務					
常駐·専任	③オンライン会議システムの活用による遠隔管理	モデル4:浄化槽保守点検業者における営業所ごとの浄化槽管理士の専任					
		モデル5:資格更新のための研修会の受講					
<u>++</u> - =# 33	④オンライン会議システムの活用による遠隔受講	モデル6:防犯に関する講習会の受講 モデル7:介護サービス相談員に関する講習会の受講					
対面講習							
		モデル8:屋外広告に関する講習会の受講					
		モデル9:建築計画概要書の閲覧					
√→=+目目臣⊂ √//臣⊂		モデル10:行政資料の閲覧					
往訪閲覧・縦覧 	⑤オンライン閲覧サービスによる遠隔閲覧 	モデル11:要介護認定等情報の閲覧(開示請求)					
		モデル12:開発登録簿の閲覧					

第5章. 技術代替による効果試算

第2節.調査結果

①オンライン会議システムの活用による遠隔での検査

○ 現地に移動して実施していた検査業務について、オンライン会議システムの活用により遠隔での検査を可能とした場合、 検査職員の移動時間・交通費が削減される。

<モデル1:請負契約の完了を確認するための検査業務>

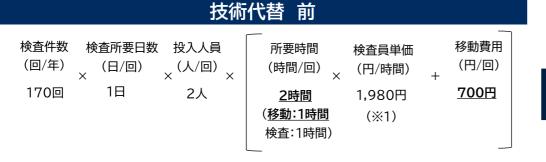


※1 検査員単価:協力いただいた団体の令和4年度実績に基づいて設定

コスト削減効果: ▲712[千円/年](▲24%)

第2節.調査結果

<モデル2:生活環境を保全するための工場等への立入検査業務>



年間コスト:1,584[千円/年]

検査件数 所要時間 移動費用 検査所要日数 投入人員 検査員単価 (時間/日) × (回/年) × ^(人/回) × (円/時間) (円/回) (日/回) 2人 170回 1⊟ 0円 1時間 1.980円 (移動:0時間 検査:1時間)

技術代替 後

年間コスト:673[千円/年]

前後のコスト差

▲911[千円/年]

コスト削減効果:▲911[千円/年](▲58%)

※1 検査員単価:「R3地方公務員給与実態調査」全地方公務員全職種平均単価

(1)O

まとめ

- それぞれのモデルで所要時間のうち20%、50%を移動時間が占めていることから、遠隔での検査とすることによる行政コストの削減効果として、高い効果が試算 された。
- なお、WGにおいて都道府県は広域を管轄することから、現地での対応を要する業務においては基礎自治体に比べ多くの移動時間を要することが想定され、その分、効果も大きいのではないかという意見があった。

第2節.調査結果

検査回数

(回/年)

60回

者

②ドローンの活用による高所・広域調査

○ 高所・広域の調査について、ドローンを用いて必要な情報収集を行うことで、検査業務が効率化され、<u>検査員の人件費が削減</u>される。

<モデル3:道路橋に対する近接目視を基本とした検査業務>

技術代替 前

 検査所要時間
 投入人員
 検査員単価

 (時間/回)
 × (人/回)
 × (円/時間)

 4時間
 4人
 2,625円

 (※1)

技術代替 後

ドローン 検査所要時間 投入人員 検査員単価 点検・検査 検査回数 導入·保守費用 × (回/年) × (時間/回) × (人/回) × (円/時間) 業者数 (円/年・社) 2時間 2人 2,625円 60回 <u>1社</u> 70,000円 (% 2)

▲1,820[千円/年]

前後のコスト差

年間コスト: 2,520[千円/年]

年間コスト:700[千円/年]

- ※1 検査員単価:R4年賃金構造基本統計調査(土木技術者、時間単価)
- ※2 ドローン等導入・維持保守費:導入台数 1社あたり2台 × (導入単価10万円 ÷ 耐用年数 5年 + 年間維持保守単価 1万5千円)
- ※3 本モデルでは行政機関は検査結果の報告を受けるのみであるため、検査方法の技術代替による効果の対象範囲外として、行政コストは算出していない。

コスト削減効果: ▲1,820[千円/年](▲72%)

200

まとめ

- 道路橋を検査する業務においては、年間を通じて一定の検査回数があり、投入人員も多いことから現状のコストが高く、ドローンを用いた技術代替により比較的大きなコスト削減効果が試算された。
- 高所の作業などにおいては、検査自体の業務のほかに作業中の安全確保など、付帯業務を担当する人員が必要となることから投入人員が多くなると推察され、そういった作業での導入効果が高いと期待される。



③オンライン会議システムの活用による遠隔管理

○ 拠点(営業所・作業現場)ごとに管理者(有識者)を専任しなければならないところ、オンライン会議システムの活用により遠隔管理を可能とすることで、 一人の管理者が複数の拠点における管理業務に対応(兼務)できるものとし、**人件費が削減**される。

<モデル4: 浄化槽保守点検業者における営業所ごとの浄化槽管理士の専任>

技術代替 前 前後のコスト差 技術代替 後 管理者手当 管理者手当 兼務割合 管理者配置 管理者配置 (箇所/人) (円/箇所) (円/箇所) 箇所数 箇所数 2箇所 120,000円 180,000円 51箇所 51箇所 ▲1,530[千円/年] (% 2)(% 3)(%4)年間コスト: 6,120[千円/年] 年間コスト:4,590[千円/年] ※1 本モデルは、事業者側の管理体制に関する見直しであるため、行政コストは加味しないものとした。

- ※2 管理手当として月額1万円を想定した。
- ※3 複数の拠点を兼務することにより、管理手当が増加すると想定し、月額1万5千円とした。
- ※4 兼務割合は2(箇所/人)を想定とした。

コスト削減効果: ▲1,530[千円/年](▲25%)

③のまとめ

• 複数拠点を同一の有資格者が管理することで、一定のコスト削減効果が期待できる結果となった。

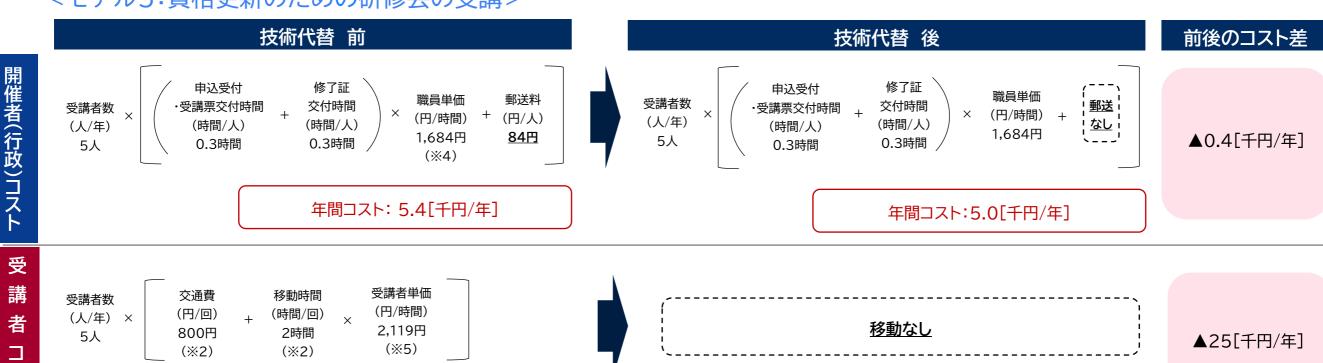
• なお、労働人口が減少し、今後、有資格者の確保が今まで以上に困難になると予想される中で、兼務での対応を可能にすることは民間企業の経営維持にもつながる。当該規制の見直しについては、コスト削減効果だけではなく、このような効果を考慮しつつ優先度を検討する必要がある。

ス

④オンライン会議システムの活用による遠隔受講

- オンラインでの受講申込及び講習受講を可能とすることで、**受講者の申込窓口までの移動時間並びに、受講会場までの移動時間及び交通費が削減**される。
- 受講証明書のオンライン発行・受領によるペーパーレス化の効果として、<u>郵送料等が削減</u>される。

<モデル5:資格更新のための研修会の受講>



※1 受講者コストのうち、受講時間のコストは技術代替前後で同等のコストが発生すると想定し、算出対象外とした。

年間コスト:25[千円/年]

- ※2 受講者コストのうち、交通費及び移動時間については、受講申込時と講習受講時のコストの双方を含んでいる。
- ※3 受講者側のオンライン設備は導入済みであることを前提とした。
- ※4 職員単価:令和3年地方公務員給与実態調査(地方公共団体臨時職員)
- ※5 受講者単価:令和4年賃金構造基本統計調査(その他の一般事務員、時間単価)

コスト削減効果: ▲25[千円/年](▲84%)

年間コスト:0[千円/年]

前後のコスト差

第2節.調査結果

<モデル6:防犯に関する講習会の受講>



年間コスト:26 [千円/年]

技術代替 後 申込受付 修了証 受講者数 職員単価 <u>郵送</u> ·受講票交付時間 + 交付時間 (人/年) × × (円/時間) <u>なし</u> (時間/人) (時間/人) 24人 1,684円 0.3時間 0.3時間

▲2[千円/年]

年間コスト:24[千円/年]

交通費·郵送費 移動時間 受講者単価 受講者数 (時間/回) (円/回) × (円/時間) (人/年) × 1,400円 2時間 2,119円 24人 (※2) (% 2)(※5)

年間コスト:135[千円/年]

<u>移動なし</u>

▲135[千円/年]

年間コスト:0[千円/年]

- ※1 受講者コストのうち、受講時間のコストは技術代替前後で同等のコストが発生すると想定し、算出対象外とした。
- ※2 受講者コストのうち、交通費及び移動時間については、受講申込時と講習受講時のコストの双方を含んでいる。
- ※3 受講者側のオンライン設備は導入済みであることを前提とした。
- ※4 職員単価:令和3年地方公務員給与実態調査(地方公共団体臨時職員)
- ※5 受講者単価:令和4年賃金構造基本統計調査(その他の一般事務員、時間単価)

コスト削減効果:▲137[千円/年](▲85%)



<モデル7:介護サービス相談員に関する講習会の受講>

技術代替 前 前後のコスト差 技術代替 後 修了証 修了証 申込受付 申込受付 職員単価 郵送料 受講者数 職員単価 受講者数 交付時間 交付時間 ■郵送 ·受講票交付時間 + ·受講票交付時間 × (円/時間) (円/人) (人/年) × × (円/時間) (人/年) なし (時間/人) (時間/人) (時間/人) (時間/人) 2人 2人 0[千円/年] 0時間 0時間 0時間 0時間 年間コスト:0[千円/年] 年間コスト:0[千円/年]

開催者(行政)コスト

受

者

ス

受講者数 (人/年) × 2人 交通費·郵送費 移動時間 受講者単価 (円/回) + (時間/回) × (円/時間) 16,000円 3時間 2,119円 (※3) (※3) (※4)

移動なし

年間コスト:0[千円/年]

▲44[千円/年]

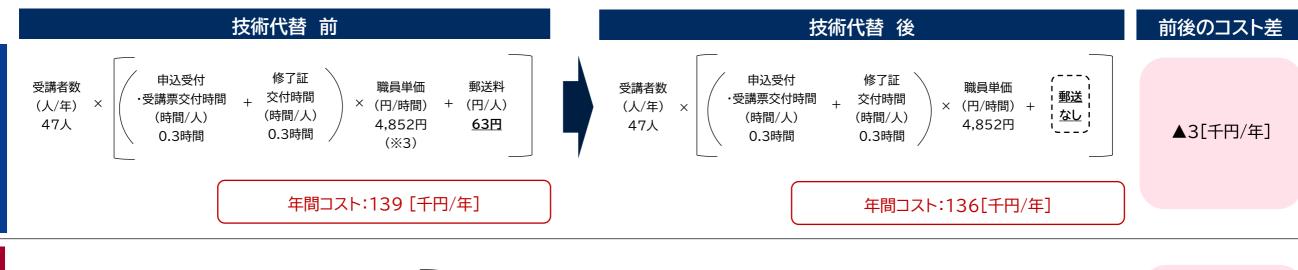
年間コスト:44[千円/年]

- ※1 地方公共団体以外が開催者であるため、行政コストを0円とした。
- ※2 受講者側のオンライン設備は導入済みであることを前提とした。
- ※3 受講者コストのうち、交通費及び移動時間については、講習受講時のコストのみを計上。
- ※4 受講者単価:令和4年賃金構造基本統計調査(その他の一般事務員、時間単価)

コスト削減効果: ▲44[千円/年](▲100%)

第5章. 技術代替による効果試算

<モデル8:屋外広告に関する講習会の受講>



ス

受講者単価 交通費·郵送費 移動時間 受講者数 (円/時間) (円/回) + (時間/回) × (人/年) × 2,119円 938円 1.25時間 47人 (%5)(※4) (*.4)

年間コスト:168[千円/年]

移動なし

▲168[千円/年]

年間コスト:0[千円/年]

- 受講者コストのうち、受講時間のコストは技術代替前後で同等のコストが発生すると想定し、算出対象外とした。
- ※2 受講者側のオンライン設備は導入済みであることを前提とした。
- ※3 職員単価:協力いただいた団体の実績に基づいて設定
- ※4 受講者コストのうち、交通費及び移動時間については、受講申込時と講習受講時のコストの双方を含んでいる。
- ※5 受講者単価: 令和4年賃金構造基本統計調査(その他の一般事務員、時間単価)

コスト削減効果:▲171「千円/年](▲56%)

400

まとめ

- 今回モデル事例として取り上げたそれぞれの制度で定められた研修・講習の受講者数が少なかったため、コスト削減"額"は限定的であった一方、受講者を個人単位 で見た場合には、1回の受講で1~3時間の移動時間が削減されることになり、コスト削減"割合"で見るとその効果は大きい。
- 遠隔受講を検討する場合は、各制度・講習の受講者数等にもよるが、個別の制度単体で見直しを検討するよりも、制度共通のシステムを活用すること等により、地 方公共団体全体で研修・講習受講の見直しを一体的に進めることで、より大きな効果が得られると考えられる。

⑤オンライン閲覧サービスによる遠隔閲覧

- オンラインでの閲覧申請及び手数料の電子納付を可能とすることで、閲覧申請のための<u>窓口までの移動時間・交通費が削減</u>される。
- オンラインで閲覧可能とすることで、**閲覧場所までの移動時間・交通費が削減**される。

<モデル9:建築計画概要書の閲覧>



移動時間 閲覧時間 担当者単価 交通費 閲覧回数 (円/回) (時間/回) (円/時間) (時間/回) (回/年) 700円 2時間 2,119円 1時間 3.187回 (※1) (※2) (※3) (※1)

技術代替 前

技術代替 後

年間コスト:13,506[千円/年]

▲8,984[千円/年]

前後のコスト差

年間コスト:22,490[千円/年]

- ※1 閲覧申請と閲覧は、同日に行うため、交通費及び移動時間は1回分を想定した。
- ※2 閲覧時間は技術代替前後ともに2時間と想定した。
- ※3 担当者単価:令和4年賃金構造基本統計調査(その他の一般事務員、時間単価)

コスト削減効果: ▲8,984[千円/年](▲40%)

前後のコスト差

ス

第5章. 技術代替による効果試算

第2節.調査結果

<モデル10:行政資料の閲覧>



移動時間 担当者単価 交通費 閲覧時間 閲覧回数 (時間/回) + (円/時間) (時間/回) (回/年) × (円/回) 2,119円 2時間 2時間 1,400円 470回 (※1) (※3) (※1) (% 2)

閲覧回数 (回/年) ×

470回

閲覧時間 -- <u>移動</u> -(時間/回) | <u>なし</u> | 2時間

技術代替 後

(円/時間) ▲2,649[千円/年] 2,119円

年間コスト:4,641[千円/年]

- ※1 技術代替前の交通費・移動時間は申請時・閲覧時を合算して記載。
- ※2 閲覧時間は技術代替前後ともに2時間と想定した。
- ※3 担当者単価:令和4年賃金構造基本統計調査(その他の一般事務員、時間単価)

コスト削減効果: ▲2,649[千円/年](▲57%)

担当者単価

年間コスト:1,991[千円/年]

<モデル11:要介護認定等情報の閲覧(開示請求)>

技術代替 前

技術代替 後

前後のコスト差

担当者単価 閲覧時間 移動時間 交通費 閲覧回数 (時間/回) (円/時間) (時間/回) + (回/年) × (円/回) + 2,119円 2時間 2時間 800円 1,090回 (%3) (※1) (%2)(※1)

ı <u>移動</u> ' × (円/時間) (時間/回) なし 2,119円 2時間

年間コスト:4,619[千円/年]

閲覧時間

▲5,491[千円/年]

年間コスト:10,110[千円/年]

- ※1 技術代替前の交通費・移動時間は申請時・閲覧時を合算して記載。
- ※2 閲覧時間は技術代替前後ともに2時間と想定した。
- ※3 担当者単価:令和4年賃金構造基本統計調査(その他の一般事務員、時間単価)

コスト削減効果: ▲5,491[千円/年](▲54%)

担当者単価

閲覧回数

1,090回

(回/年) ×

<モデル12:開発登録簿の閲覧>

移動時間 閲覧時間 担当者単価 交通費 閲覧回数 閲覧回数 (時間/回) + (時間/回) × (円/時間) (回/年) × (回/年) (円/回) 2,119円 2時間 2時間 5回 <u>1,400円</u> 5回 (※3) (%2) (% 1)(% 1)

技術代替 前

年間コスト:49[千円/年]

技術代替 後

移動

なし

前後のコスト差

閲覧時間 (時間/回) 2時間 2,119円

▲28[千円/年]

年間コスト:21[千円/年]

- ※1 技術代替前の交通費・移動時間は申請時・閲覧時を合算して記載。
- ※2 閲覧時間は技術代替前後ともに2時間と想定した。
- ※3 担当者単価:令和4年賃金構造基本統計調査(その他の一般事務員、時間単価)

コスト削減効果:▲28[千円/年](▲57%)

⑤の

まとめ

- 閲覧については、対象によって閲覧回数が異なるものの、多いものでは年間3,000回を超えており、大きな効果が試算された。
- 全体の閲覧回数が少ない事例においても、閲覧者個人でとらえた場合、1回で1~2時間の移動時間が削減されることになるため、その効果は大きい。

| 移動 |

| <u>なし</u>|

第6章. デジタル化の推進等に係る課題調査(アンケート調査)

第1節.アンケート調査内容

目的

● 地方公共団体を取り巻く現在の環境等を踏まえ、地方公共団体におけるアナログ規制の見直しや、さらなるデジタル改革 (DX)を推進する上での問題点や課題等を把握し、今後の対応策等の検討に資することを目的とする。

調査概要

- 調査対象(※はオブザーバー団体)
 - 5都道府県 (北海道、埼玉県、香川県、宮崎県、大分県※)
 - 10市町村 (町田市、国分寺市、平塚市、相模原市、川西市、高松市、坂出市、さぬき市、古賀市、福岡市※)
- 回答件数
 - 回答件数:15団体
- 実施期間
 - 令和5年9月14日~10月16日
- 実施手段
 - Webアンケート調査
- 回答形式
 - 自由記述式
- 主な調査項目
 - デジタル技術の実装に向けた課題(財政面・コスト面に関する課題、庁内・庁外の関係者との調整に関する課題、技術・テクノロジーに関する課題)
 - デジタル技術の実装に向けた国への要望

第2節.アンケート調査結果

「デジタル技術の実装に向けた課題」に関する主な回答としては、「財政面・コスト面」では費用対効果の提示、「庁内・庁外の関係者との調整」ではDXリテラシー向上や事業者への技術導入支援策、「技術・テクノロジー面」では人材や事例情報の不足等が挙げられた。また、「デジタル技術の実装に向けた国への要望」として、規制の見直しや技術の導入事例等の情報提供、財政的な支援のほか、国による提供サービスの拡充・改良等も挙げられた。

設問	主な回答内容	
	財政面・コスト面	費用や効果の算出が困難 費用対効果を示せないと予算確保が困難
デジタル技術の実装	庁内・庁外の関係者との調 整	 対住民:情報リテラシー対策やデジタルデバイド対策(特に高齢者等)、デジタル技術活用時のプライバシーへの配慮 対事業者:実装コストを負担することへの理解、デジタル技術導入に伴う人員削減の懸念等への配慮 対庁内:DXに関する意識や知見の不足、従来の手法を変えることへの抵抗感(現状維持思考)への配慮
に向けた課題	技術・テクノロジー面	 導入・実装事例情報の不足、規制とデジタル技術のマッチングに係る判断が困難 導入・実装するデジタル技術を適切に活用できる人材の不足 デジタル技術導入に係るコスト(地方公共団体の財政負担)の低減 デジタル技術導入に係る安全性・真正性や環境影響の検証
	その他	実業務に対する技術の実用性検証 フィジカル人材とデジタル人材の相互理解
	情報提供	国や地方公共団体における技術導入事例、セキュリティや個人情報等に関する取組状況同種規制に係るデジタル技術の導入状況他の地方公共団体における規制の見直し、予算面及び事業者等の調整状況
デジタル技術の実装	財政的支援	• アナログ規制の見直しに伴うデジタル技術の実装に当たっての財政的支援
に向けた国への要望	国による提供サービスの 拡充・改良	 一般的な行政サービスを展開するために必要なデジタル技術の国における一括調達及び全国の地方公共団体での共同利用 全国的にデジタル実装が望まれるもの(例:ガバメントクラウドや窓口DXSaaSなど)の国主導での導入 ぴったりサービスのUI/UXの改善

第3節.アンケート調査結果を踏まえた課題と対応策案

- デジタル化の推進等に向けた課題とその対応策案として、以下の取組が考えられる。
 - 財政面・コスト面での課題と対応策案

【課題】

- 「費用対効果を示せないと予算確保が難しい。」といった趣旨の回答が大部分を占めるが、その背景として、①<u>小規模自治体では予算の確保が困難</u>、②<u>財務部局への説明が困難、原課における合意形成が困難</u>などのほか、そもそも<u>③費用や効果の算出自体が困難</u>であることや、そのための④導入事例情報の不足等が挙げられた。

【対応策案】

- <u>①小規模自治体では予算の確保が困難</u>という課題に対しては、複数自治体でのシステムやSaaSの共同利用、クラウドサービスの利用等により、自治体規模に見合ったコスト負担とすること等が対応策として考えられる。
- <u>②財務部局への説明が困難、原課における合意形成が困難</u>等の庁内組織向けの課題に対しては、トップダウンによる意識改革の推進が不可欠かつ有効であると考えられる。一方で、現状の業務課題の把握、デジタル技術の実装により解決される課題の分析からボトムアップ的に取り組むことも重要と考えられる。
- <u>③費用や効果の算出自体が困難であること</u>に関しては、技術導入による費用や効果の試算例等を提供すること等の支援策が考えられる。
- <u>④導入事例情報の不足</u>に関しては、本事業で取り組み予定の「技術検証事業」等の検証結果データを蓄積・公開することで、各地方公共団体における導入検討等に資することができると考えられる。

第3節.アンケート調査結果を踏まえた課題と対応策案

● 庁内・庁外の関係者との調整における課題と対応策案

【庁内関係者との調整における課題】

- デジタル技術の有用性に関する職員の知見の不足、従来の手法からの変更に対する現場の抵抗感、原課における現状(アナログ手法)の課題認識の不足等がデジタル化推進の阻害要因となっており、総じてデジタルリテラシー向上が課題として挙げられている。

【対応策案】

- 他の地方公共団体におけるデジタル技術導入事例の収集・公開、現状業務のBPRの取組促進、本事業で取り組み予定の「技術検証事業」等の検証結果データの蓄積・公開等の取組が有効と考えられる。また、システム等の実装に当たっては、分野間、部署間横断で取り組むことが、コスト面でも効果面でも有効であることから、この取組のための分野間、部署間の横断的な調整を行う担当者の配置や、トップダウンによる意識改革の推進も不可欠になると考えられる。

【庁外関係者(住民・事業者等)との調整における課題】

- <u>①高齢者等の住民のデジタルデバイド対策</u>の必要性が挙げられたほか、<u>②事業者向けにはデジタル技術の導入支援</u>も必要であるとの回答があった。

【対応策案】

- ①住民のデジタルデバイド対策に対しては、アナログとデジタルの併用により段階的にデジタル化へ移行することが考えられる。
- <u>②事業者向けのデジタル技術の導入支援</u>に対しては、特に中小事業者に対する財政面(導入費用)の支援、デジタル機器の貸与や専門人材等による相談支援等が対策として考えられる。

第3節.アンケート調査結果を踏まえた課題と対応策案

● 技術・テクノロジーに関する課題と対応策案

【課題】

- 技術・テクノロジーに関しては、①他の地方公共団体におけるデジタル技術の導入事例の不足、②デジタル技術の活用に向けた人材の確保・育成、③規制とデジタル技術のマッチング、④デジタル技術導入に係るコストの低減等が課題として挙げられた。

【対応策案】

- <u>①他の地方公共団体におけるデジタル技術の導入事例の不足</u>に対しては、本事業で取り組み予定の「技術検証事業」等の検証結果 データを蓄積・公開すること等が対応策として考えられる。また、<u>③規制とデジタル技術のマッチング</u>に対しては、同じく本事業で整 備中の技術カタログ、テクノロジーマップを公開し、継続的に更新していくこと等が有効と考えられる。
- <u>②デジタル技術の活用に向けた人材の確保・育成</u>に対しては、デジタル技術の活用に向けた人材育成プログラムを提供すること等が 考えられる。
- <u>④デジタル技術導入に係るコストの低減</u>に向けては、分野横断や組織横断(庁内の複数部署、全国の地方公共団体)での共通ルール や共同利用ツール等の整備が有効と考えられる。

第7章.マニュアルの見直しポイント

第1節.検討体制に関する整理

- マニュアル第3章「組織の意思統一・推進体制の構築」部分では、組織の意思統一、推進部門の指定、全庁的な協力体制の構築が記載されているが、前述のとおり、本調査では、この体制構築はモデル自治体において実施することとした。
- マニュアルに沿ってアナログ規制の点検・見直しを行う場合、上記で構築した体制に基づき具体的な作業を進めることとなるが、本調査は モデル事業であることから事務局職員が実際に体制を組んで洗い出し作業を実施した。その結果、以下のような課題が見えてきた。

本調査で見えた課題

- アナログ規制の点検・見直しは関連する多くの資料(規制見直しマニュアル関連資料、代替技術資料等)を読み解き、理解した上で作業を 進める必要があり、この資料の収集と内容確認作業に多くの時間を要した。
- 資料の解釈が担当職員によって異なる場面もあり、この認識のすり合わせ作業においても時間を要した。

各地方公共団体でも本調査と同様の作業を行った場合、規制所管部門の担当職員に とって大きな負担となる。また、規制所管部門ごとに異なる解釈・判断基準が生ずる 可能性があり、全庁的に不統一な見直しになるおそれがある。

マニュアルの 見直しポイント 上記の課題を踏まえ、マニュアル改訂に当たっては、以下のような専門 職員の設置について記載することが考えられる。

● 推進体制の中にアナログ規制の見直しを専門とする職員を配置、 もしくは外部専門家を活用する。この専門職員が規制所管部門か らの質問・相談に対応することで、規制所管部門の作業負担の軽減 を図るとともに全庁的に統一した対応とする。

専門職員・外部職員の配置に当たっては、庁内の総合調整等を強力に効かせるため、首長に近い部局に配置することが望ましい。

●外部専門人材を活用した南相馬市の事例

デジタル推進本部 外部専門人材 ●市長(本部長) ●CIO補佐官(DX推進アドバイザー) ●教育長および部長級 ●議長:デジタル推進担当部次長 ●委員:部次長級および企画調整会議構成員 ワーキングブループ (課長級) ●メンバー:リーダー以外のDX推進リーダー及びDX推進員(係長級までの若手職員)

出所)「南相馬市 DX推進ビジョン」(南相馬市、令和5年5月策定)P10より抜粋 https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/6/DXsuishinnvision.pdf

第1節. 検討体制に関する整理

● WGにて運用見直しを議論する中で、FD等規制に関連して以下のような課題を把握した。

本調査で見えた課題

● 地方公共団体と指定金融機関の間でのデータ連携についてFD等の利用を定めている規制がアナログ規制として抽出されたが、これは規制が存在しているからFD等を使用しているというものではなく、情報システムがFD等以外に対応していないためにそのような運用になっているとのことであった(アナログ規制が条文上ではなく実運用に起因しているケース)。

アナログな運用となっている要因が規制によるものではない場合には、アナログ規制を見直すだけでは、デジタル化が進まない。

マニュアルの 見直しポイント

上記の課題を踏まえ、マニュアル改訂に当たっては、 以下の点が追記事項として考えられる。

- アナログ規制の見直しの体制として、行政の規制 としてではなく、外部連携先との取り決めに基づ き、アナログな運用を定めている場合が想定さ れる。
- このような場合には、外部連携先を含めたアナログ規制の見直し体制の構築が必要となる。

行政 情報システム 地方公共団体と指定金融機関 (連携先)で協議しながら、見直し を進める必要がある。 連携先 連携先 連携先 連携先 連携先 連携を 連携を を進める必要がある。 連携先 連携先 連携を 連携を 連携を 連携を 連携を 連携を を進める必要がある。 連携先



第2節、キーワード検索の整理 第1項、全規制区分共通の整理

キーワードの整理方針

キーワード検索に関する全規制区分共通の整理

マニュアルに基づく抽出方法

アナログ規制に該当する検索キーワードを複数指定するとともに、複数の検索キーワードを組み合わせた and条件を設けて、該当する条文を抽出する。



本調査での抽出方法

- マニュアルで指定された検索キーワードのほか、その類義語も検索キーワードに追加し、該当する条文 を抽出した。
- 複数の検索キーワードを組み合わせたand条件は設けず、単独の検索キーワードに該当する条文を抽出した。

本調査での抽出方法による結果の評価

【メリット】アナログ規制に該当する可能性のある条文をより広範囲に抽出することができた。 【デメリット】抽出された条文数が膨大になり、実態としてアナログ規制に該当するか否かを改めて精査する必要が生じたため、作業負担がかなり大きくなった。

- 条文上の記載のみならず、運用を含めて網羅的にアナログ規制を洗い出すためには、and条件を適用 しないことや検索キーワードの幅を広げることは有効である。
- 一方で、地方公共団体職員が限られた時間の中で、効率的にアナログ規制を抽出するためには、and 条件や適切な検索キーワードの絞り込みを行うことが適当である。

目視規制

本調査での抽出方法

<検索キーワード> (注: 赤文字はマニュアルの検索キーワードと単独で一致するもの、青文字は追加した検索キーワード)

- 目視、実地、現地、訪問、立ち入、立入、巡視、見張、検査、点検、調査、監査
- 対面、視認、現場、目で、立ち会、立ち合、立会、立合、破壊検査、赴く、打音、現着、打診、嗅診、触診、聴診、監視、外観、面会、面前、面談、面接、巡回、測量、測定、計測、撮影、写真、警備、警ら、双眼鏡、テスト、訪れ、訪ね、現況、聞き取、聞き込、聴き取、聴き込、対話、聴取、同席、観察、監察、査察、視察、監護、確かめ、確認、検分、検め、検閲、直接、手交、手渡、看護(※)、診察(※)
 - ※「看護」及び「診察」については、現地に赴いて行う行為として「検査」 「点検」「調査」と類似の意味で使われる場合のみ該当。

【参考】マニュアルに基づく抽出方法 <検索キーワード>

- 目視 and(検査 or 点検 or 調査)
- 実地 and(検査 or 点検 or 調査)
- 現地 and(検査 or 点検 or 調査)
- 訪問 and(検査 or 点検 or 調査)
- 立ち入り and(検査 or 点検 or 調査)
- 巡視
- 見張

本調査での抽出方法による結果の評価

- 目視、実地、現地、訪問、立ち入り、検査、点検、巡視、見張、観察、面談、立会等は、単独のキーワードでも目視や実地での確認を求めるアナログ規制に該当するケースが多かった。
- 一方、<mark>調査、確認</mark>は、書類の確認のみ等、人が現地に赴き目視によって判定等を行う行為を求めるものではない、アナログ規制に該当しないケースも多かった。なお、本調査では書類の確認を含む場合は、書面規制に該当する整理としている。

- 特に、<mark>調査、確認</mark>の検索キーワードについては、and条件により、的確にアナログ規制に該当する条文の抽出を行うことが適当と考えられる。
- 上記の前提において、確認、聴取、観察、面談、立会等の検索キーワードを追加することは適当と考えられる。

実地監査規制

本調査での抽出方法

<検索キーワード> (注: 赤文字 はマニュアルの検索キーワード と単独で一致するもの)
・監査



【参考】 マニュアルに基づく抽出方法 <検索キーワード> ・監査

本調査での抽出方法 による結果の評価

「実施監査規制」については、検索キーワードは「監査」のみが該当するとの整理とされた。

- 「実地監査規制」については、上記のとおり「監査」のみが該当するとの整理であり、現行マニュアルに記載の「監査」のみのキーワード検索によって、該当条項を抽出することが可能であると考えられる。
- なお、目視規制と実地監査規制との実質的な差異が分かりにくく、運用見直しの方向性も類似する面もあることから、両規制の違いについては、マニュアルにおいて丁寧に説明を補足することが必要であると考えられる。

定期検査・点検規制

本調査での抽出方法

<検索キーワード> (注: 赤文字はマニュアルの検索キーワードと単独で一致するもの、青文字は追加した検索キーワード)

- 定期、期間ごと、年●回、年に●回、月●回、月に●回、週●回、 週に●回、日●回、日に●回、 検査、点検、調査、測定、査察、監査、確認、審査
- ごとに●回、毎に●回、毎●回、頻度、月ごと、日ごと、週ごと、年ごと、年度ごと、)ごと、随時、/年、/月、/時間、/日間、月当たり、日当たり、週当たり、年当たり、年度当たり、月あたり、日あたり、週あたり、年あたり、年度あたり、原則●回、点検期、毎年、毎月、毎日、調査期、調査時、点検時、点検期、レビュー、状況を把握、計測、評価、モニタリング、ストレスチェック、検診、現状報告、現況届、現況報告、状況報告、見直し、取りまとめ、記録、報告、調書、通知、届、試験

【参考】マニュアルに基づく抽出方法

- <検索キーワード>
- ·定期 and(検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査)
- ・期間ごと and(検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査)
- ·(年●回 or 年に●回) and(検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査)
- ・(月●回 or 月に●回) and(検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査)
- ・(週●回 or 週に●回) and(検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査)
- ・(日●回 or 日に●回) and(検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査)

本調査での抽出方法による結果の評価

- 動作に関する検索キーワード(「検査」等)の単独検索では、定期検査・点検規制に該当しない条文が多数抽出されるため不適当である。また、マニュアルにおいてand条件として設定されている「検査 or 点検 or 調査 or 測定 or 査察 or 監査 or 確認 or 審査」については、当該and条件の設定の有無により、アナログ規制の該当条文の抽出結果には大きな差異は生じなかった。
- 「随時」は定期検査・点検規制には該当しない検索キーワードである。

マニュアルの見直しに向けて得られた示唆

・ 期間や頻度に関する検索キーワード(「<mark>定期</mark>」等)と動作に関する検索キーワード(「<mark>検査</mark>」等)は組み合わせてand条件として 抽出することが適当であるが、期間や頻度に関する検索キーワードのみを単独で抽出することでも良いと考えられる。

常駐·専任規制

本調査での抽出方法

<検索キーワード> (注: 赤文字はマニュアルの検索キーワード と単独で一致するもの、青文字は追加した検索キーワード)

- 常駐、専任、選任、置かなければならない、配置、ごとに、置く
- 選任しなければならない、置か、置き
- 駐在、常時、従事、専ら、宿直、日直、在所、監督、兼務、兼任、往 診、待機、参集、招集、出動、稼働、専属、訓練



【参考】マニュアルに基づく抽出方法

<検索キーワード>

- ·常駐 ·専任
- ・選任・置かなければならない
- ·配置 ·ごとに and (選任 or 置くor 配置)

本調査での抽出方法による結果の評価

- 「<mark>選任」、「配置」、「置く」や「置かなければならない</mark>」は、単に役職を定めるものであるなど、常駐又は専任を求めていない ケースも多く含まれる検索キーワードであった。
- ただし、このうち、施設毎に資格名と人数を指定する条文については、運用実態として専任としているケースがあった。

条文例:各保育所に次の職員を置く。

- (1) 保育所長 1名
- (2) 保育士 若干名
- (3) 調理員 若干名
- (4) 嘱託医 1名
- 「訓練」は、「常駐」と同義で使われるケースを想定していたが、本事業の調査対象では該当事例はなかった。

- 「<mark>置く」や「置かなければならない</mark>」を含む条文の多くは常駐・専任を求めるものではないが、このうち、施設毎に資格名と人数を指定する条文等は、アナログ規制に該当する場合があるため、確認対象に含めることが適当と考えられる。
- その他、本事業で追加した検索キーワード(青文字)については、「訓練」を除き、常駐・専任を求める場合があることから、追加しても良いと考えられる。

対面講習規制

本調査での抽出方法

<検索キーワード> (注:<mark>赤文字</mark>はマニュアルの検索キーワードと単独で一致するもの、青文字は追加した検索キーワード)

- 講習、研修
- 養成、講座、有効期限、修了証、受講、科目、課目、登録料、口述、検定料、学科、教育訓練、特別教育、特別の教育、基本教育、課程、技能(※)、訓練(※)、教習(※)、実技(※)、演習(※)
 - ※「研修」・「講習」と並列で用いられている、あるいは文脈上「研修」・「講習」に近い意味と判断されれば該当。

【参考】マニュアルに基づく抽出方法 <検索キーワード>

·講習 ·研修

本調査での抽出方法 による結果の評価

- 検索キーワードにより抽出された条文については、いずれも実施手段を明示的に定めている条文はなかったが、運用上対面 で行われているケースも多く、座学についてはデジタル技術での実施が可能であるとの意見が多かった。
- 一方、実技を含む「<mark>講習</mark>」、「<mark>研修</mark>」、「訓練」については、将来的にはVR(仮想現実)技術等の活用も考えられるものの、現時点ではデジタル技術による実施は不適当との意見が多数を占めた。

- 「講座」は「講習」、「研修」と類似であり、検索キーワードに追加することが適当と考えられる。
- 「訓練」は実技を含むことが一般的であり、これらをデジタル技術で実施することは不適当と判断される場合が多いと考えられるが、訓練のカリキュラムに座学を含む場合もあることから、検索キーワードへ追加しても良いと考えられる。
- その他のキーワードは単独で該当するケースはないことから、検索キーワードへの追加はなくとも良いと考えられる。

書面掲示規制

本調査での抽出方法

<検索キーワード> (<mark>赤文字</mark>はマニュアルの検索キーワードと単独 で一致するもの、青文字は追加した検索キーワード)

- 掲示、掲げ
- 許可証、見やすい、標章、インターネットを利用、インターネットの利用



本調査での抽出方法に よる結果の評価

- 「<mark>掲げ</mark>」については、「以下に掲げる・・・」等の条文内の記載を指すケースが多数抽出されたため、単独での検索キーワードとして は適切ではない。
- 「<mark>掲示</mark>」については、「掲示場」、「掲示板」、「見やすい場所」等のアナログ手段を明記しているものについては、明確にアナログ規制 の対象になると考えられた。
- なお、該当した条文とは別に、「公告式条例」等が別途定めてられている場合もあることから、当該条文のみの見直しを行うことは 適切でないケースがあった。

- 「掲げ」については、「以下に掲げ」を除外条件に加える等の工夫が必要と考えられる。
- ┃・ 「掲示場」、「掲示板」、「見やすい場所」等のアナログ手段を具体的に指定する検索キーワードを追加することも考えられる。
- 別途、「公告式条例」等を定めている場合は、これについても条文改正等を行う必要があることを付記すべきと考えられる。
- 運用の見直しに当たり、書面等のアナログ手段での掲示をWebサイト等のデジタル技術による掲示に見直す場合、以下に留意する必要がある。
 - ➤ 対象物や対象場所で掲示を行うことが条文の趣旨・目的である場合、Webサイト等での情報提供に加え、従来のアナログ手段も引き続き維持する必要がある。
 - ➤ Webサイト等での情報提供を行う場合は、障害者や高齢者等にも配慮したウェブアクセシビリティを確保する必要がある。

往訪閲覧・縦覧規制

本調査での抽出方法

<検索キーワード> (注: 赤文字はマニュアルの検索キーワード と単独で一致するもの、青文字は追加した検索キーワード)

- 閲覧、縦覧
- 供する、提示



【参考】マニュアルに基づく抽出方法 <検索キーワード> ・閲覧 ・縦覧

本調査での抽出方法による結果の評価

• 「<mark>閲覧</mark>」、「<mark>縦覧</mark>」はいずれも往訪閲覧・縦覧規制に該当した。ただし、条文上は、「<mark>閲覧</mark>」、「<mark>縦覧</mark>」のワード自体がアナログ規制となるものではなく、そのための場所や時間を定めている条文がアナログ規制の対象になると考えられた。

条文例1:登録簿の閲覧時間は、休日を定める条例に掲げる日を除き、午前9時から午後5時までとする。 条文例2:行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

「提示」は身分証等の証明書の提示を指す条文も多く、これらは書面規制に該当する整理とした。

- ・ 往訪閲覧・縦覧規制に該当する条文については、閲覧や縦覧を行う場所や時間を定めている条文が対象になる旨を付記することが望ましいと考えられる。
- ・ 検索キーワードの「提示」については、「●証」とのand条件を除外条件に加えることにより、身分証等の証明書の提示を指す 条文を除外することが適当と考えられる。

FD等規制

本調査での抽出方法

<検索キーワード> (注:青文字は本調査で設定した検索キーワード)

• FD、CD、DVD、ROM、フロッピー、ビデオ、テープ、ディスク、ロム、記憶媒体、電子媒体、USB、メモリ、記録媒体、磁気、記憶用、記録用、シーディー、シー・ディー



【参考】マニュアルに基づく抽出方法

申請・交付や作成・保存等においてFD等の記録媒体を指定する規定 が抽出対象。

検索キーワードは設定されていない。

本調査での抽出方法による結果の評価

- フロッピーディスクのほか、光磁気ディスク(MO)、磁気テープ、マイクロフィルム等の多様な記録媒体が、アナログ規制に該当した。
- 上記の検索キーワードのほか、「マイクロフィルム」の該当条文が複数あった。

- 青文字の検索キーワードのほか、「マイクロフィルム」を検索キーワードとすることが適当と考えられる。
- ・ FD等規制の条文見直しにおいては特に技術中立的なワードを選ぶ必要があると考えられる。「電磁的、電子計算機、電気通信回線、通信」等は現時点では技術中立的なワードと考えられるが、「メール」、「インターネット」、「サーバ」、「クラウド」等のワードは技術の進展に伴い見直しが必要になると考えられ、注意が必要である。

書面規制

本調査での抽出方法

<検索キーワード> (注:青文字は本調査で設定した検索キーワード)

報告、添付、届出、届け出、提出、記載、通知、交付、記録、進達、 押印、書類、書面、文書、図書、封書、様式、届、証、写し、申請書、 意見書、通知書、調査書、月報、週報、日報



【参考】 マニュアルに基づく抽出方法 検索キーワードは設定されていない。

本調査での抽出方法による結果の評価

- 本調査で設定した検索キーワードはいずれも、書面規制に該当する可能性があるものを抽出できていると考えられた。
- ただし、条文上は書面規制に該当している場合でも、別途、「デジタル手続条例」や「e-文書条例」(注1参照)を定めている地方公共団体もあることから、個別の条文にてアナログ規制に該当するか否かを判断することは難しいと考えられた。

マニュアルの見直しに向けて得られた示唆

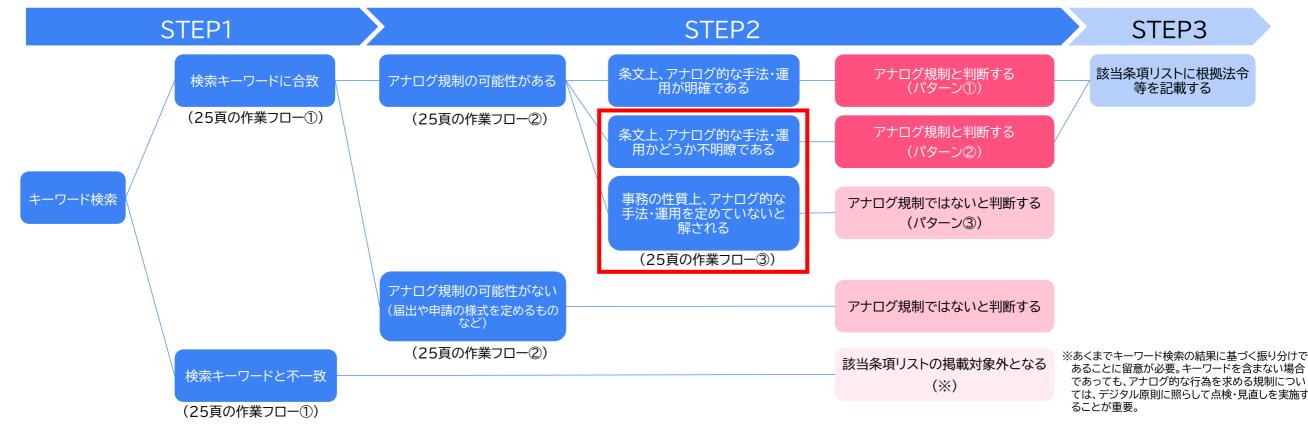
書面規制についても、参考として検索キーワードを掲載することは有用と考えられる。

(注1) 国では「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(平成14年法律第151号。通称、「デジタル手続法」。)や「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信 の技術の利用に関する法律」(平成16年法律第149号。通称、「e-文書法」。)によって、法令の規定に基づく手続の多くがオンラインで行うことも可能となっている。これらの 法律に倣い、地方公共団体が通則的に定める条例が、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」(通称、「デジタル手続条例」。)や「民間事業者等が行う書面の保 存等における情報通信の技術の利用に関する条例」(通称、「e-文書条例」。)である。

第3節.アナログ規制への該否判断基準の整理 第1項.本調査を踏まえた該否判断基準の整理

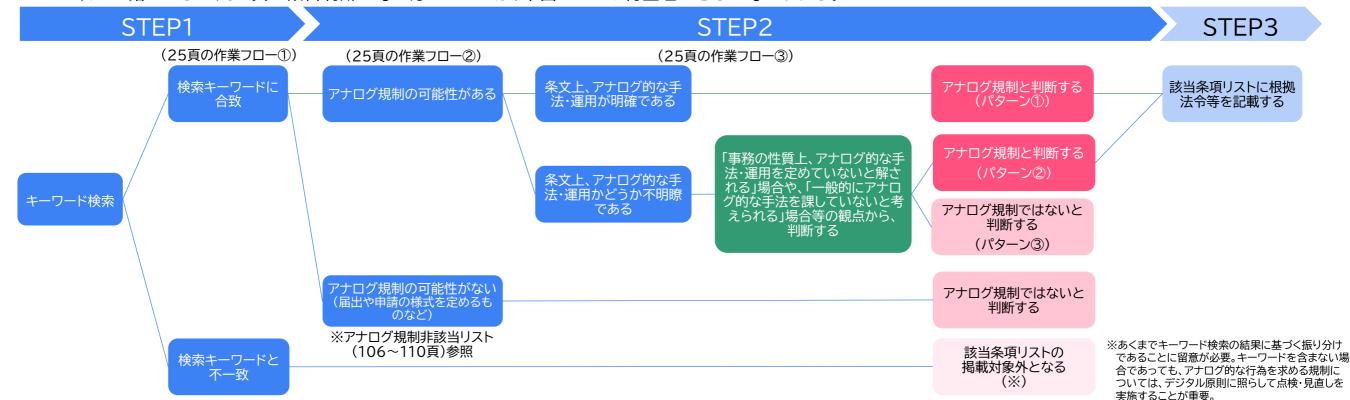
本調査における整理

- 本調査では、34頁記載のフロー(下図)によりアナログ規制への該否の判断を行った。
- しかし、本調査において幅広くアナログ規制を抽出するために、キーワードのand条件の緩和・キーワードの追加を実施した結果、次のような課題が明らかとなった。
 - 本調査における下記フロー図において、赤枠で囲われたSTEP2における「条文上、アナログ的な手法・運用かどうか不明瞭である」・「事務の性質上、アナログ的な手法・運用を定めていないと解される」という判断について、定性的な判断(担当者の業務理解度、何をアナログ的な手法・運用と捉えるか)とならざるを得ない部分があった。



第3節、アナログ規制への該否判断基準の整理 第1項、本調査を踏まえた該否判断基準の整理

- 前述のとおり、「事務の性質上、アナログ的な手法・運用を定めていないと解される」ものについては、定性的な判断が求められ、地方公共団体によって判断が分かれる可能性がある。本調査においては、定性的な判断となった結果、アナログ的な手法・運用を否定できないものについては、積極的な見直しを行う観点から「アナログ的な手法・運用がかどうか不明瞭である」ものとしてパターン②に分類する一方、不明瞭だが「事務の性質上、アナログ的な手法・運用を定めていないと解される」というものも一定数存在した。ただし、パターン②とパターン③を厳密に区分することは困難であり、各モデル自治体の運用実態等を把握し、判断する必要があった。また、各モデル自治体の運用実態等を把握し判断する中で、加えて、「一般的にアナログ的な手法を課していないと考えられる」としてパターン③に分類したものも一定数存在した。
- 以上のことから、アナログ規制への該否の判断に当たっては、下図のとおり、「アナログ規制非該当リスト」(106~110頁参照)も参考に「アナログ規制の可能性がある/ない」を整理した後、「条文上、アナログ的な手法・運用かどうか明確/不明瞭」のどちらに該当するかを判断し、「条文上、アナログ的な手法・運用かどうか不明瞭」なものについては該当条項リストに掲載した上で、所管課において規定の趣旨・目的、内容等を確認し、「事務の性質上、アナログ的な手法・運用を定めていないと解される」場合や、「一般的にアナログ的な手法を課していないと考えられる」場合等については、各団体において運用実態を確認して、該否を判断することが適当であると考えられる。
- 以上を踏まえると、34頁の該否判断の考え方のフローは、下図のとおり再整理できると考えられる。



第3節.アナログ規制への該否判断基準の整理 第2項.該否判断事例

■ 「事務の性質上、アナログ的な手法・運用を定めていないと解される」場合や、「一般的にアナログ的な手法を課していないと考えられる」 場合等の判断の一例を、以下に記載する。

パターン②:アナログ規制に該当すると判断したもの

<u>事例①</u>

(委託に伴う措置)

第17条

2 市長は、この規則に定める事業を適正に行うため、実施施設が行う業務の内容を必要に応じ調査し、必要な措置を講ずることができる。

「アナログ規制に該当する」 と判断したポイント

- ●「業務の内容を必要に応じ<u>調査</u>し・・・」の部分について、デジタル的な手法による調査を許容しているかが不明瞭であり、アナログ的な手法による調査(現地での調査)を求めている可能性を否定できない。
- このため、「事務の性質上、アナログ的な手法・運用を定めていないと解される」とは言えず、アナログ規制に該当すると判断した。

事例②

(申請等)

第5条

2 市長は、前項の申請を受けたときは、直ちに必要な<u>調査</u>を行い、その結果を●●市子ども家庭支援ショートステイ利用承認・不承認決定 通知書(様式第2号。第4項において「承認・不承認通知書」という。)により当該申請した者に通知するものとする。

「アナログ規制に該当する」 と判断したポイント

- ●「直ちに必要な<u>調査</u>を行い・・・」の部分について、デジタル的な手法による調査を許容しているかが不明瞭であり、アナログ的な手法による調査(現地での調査)を求めている可能性を否定できない。
- このため、「事務の性質上、アナログ的な手法・運用を定めていないと解される」とは言えず、アナログ規制に該当すると判断した。

第3節.アナログ規制への該否判断基準の整理 第2項.該否判断事例

パターン③:アナログ規制に該当しないと判断したもの

<u>事例①</u>

- 3. 契約事務適正化委員会への付議
- (2) 各部契約事務適正化委員会

各部に設置された契約事務適正化委員会の会則等に従って付議します。課で行なう契約のうち、原則として300万円を超える契約について審議します。詳細は各部の総務担当課に<u>確認</u>してください。

「アナログ規制に該当しない」 と判断したポイント

- ●「・・・に確認してください」の部分について、単に組織内において担当課に対する事務的な確認が必要であることを記載しているものであり、アナログ的な手法(対面や書面での確認)による行為を求めているとは考えづらく、メール等のデジタル的な手法を許容していると考えることが妥当である。
- このため、「事務の性質上、アナログ的な手法・運用を定めていないと解される」ことから、アナログ規制に該当しない と判断した。

事例②

(医師の意見の聴収)

第7条 市長は、病状の確認その他必要と認める場合には、医師に意見を求めることができる。

「アナログ規制に該当しない」 と判断したポイント

- ●「病状の<u>確認</u>その他必要と認める場合・・・」の部分について、当該条文は、当該事務の遂行に当たり把握する必要がある事項(ここでは病状)について医師の意見を聴取することができることを規定するものであり、病状の確認に関しアナログ的な手法(対面や書面での確認)による行為を求めているとは考えづらい。
- このため、「一般的にアナログ的な手法を課していないと考えられる」ことから、アナログ規制に該当しないと判断した。

注)上記2例について、本調査においては、102頁の整理に基づきアナログ規制に該当しないと判断したが、上記2例を含め、アナログ規制に該当するか否かが不明瞭な場合は、点検の対象とした上で見直し要否 を検討する必要があることに留意

第3節.アナログ規制への該否判断基準の整理 第3項.該否判断の課題と対応案

課題解決案

<問題意識>

- 101頁で示すような課題を解決するには、アナログ規制の洗い出し作業の前に、「点検・見直し方針」として、どのようなアナログ規制に対して、検・見直しを行うかについて明確な基準を定め、内部で共有し、徹底しなければならない。
- 一方、条例等については、その条文において当該規制の手法・運用方法等を明示的に記載していることもあれば、明示的には記載していないこともあり、アナログ規制への該否判断基準を一律で定めることは難しいと考えられる。

<対応案>

- 課題に対する一つの解決策として、本調査から得た知見をもとに、事務局内で、"アナログ規制に該当しないと整理される可能性が高いもの"として判断が一致した「アナログ規制に該当しないリスト」(以下、「アナログ規制非該当リスト」という。)を作成することとした。これによって、全国の地方公共団体がアナログ規制を洗い出す際の一助となると考えられる。次頁より「アナログ規制非該当リスト」を記載するが、以下の点について留意が必要である。
 - 102頁記載の「事務の性質上、アナログ的な手法・運用を定めていないと解される」場合等については、各団体の考え方によってはアナログ規制に該当するものもあり、一概に「アナログ規制非該当リスト」に記載するべきではないと考えられる。このため、「アナログ規制非該当リスト」は、33頁記載の「一見してアナログ規制でないことが明白なもの」として例示したもの以外で、「アナログ規制に該当する可能性」の有無を判断する際の参考になると考えられるものについて記載した。
 - 「アナログ規制非該当リスト」は、全ての"アナログ規制に該当しない"ものを網羅的に記載しているものではなく、各団体がアナログ規制を洗い出す中で、"アナログ規制に該当しないと整理される可能性が高い"と判断したものを随時リストに追加記載し、活用していくことを想定している。
 - 「アナログ規制非該当リスト」は、あくまで膨大な量の条項を点検する際の整理の一助として活用することを想定しており、このリストのみでアナログ規制ではないと確定できるものではない(運用実態等からアナログ規制に該当すると判断される場合もある)ため、留意が必要である。

第3節.アナログ規制への該否判断基準の整理 第4項.アナログ規制非該当リスト

アナログ規制非該当リスト(1/5)

#	条文の趣旨	具体的な条文例
1	条例等の「目的」・「趣旨」を定める規定である。	(目的) 第1条 この要綱は、母子の健康の保持・増進を図るため、母子保健法(昭和40年法律第141号)及 び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第4項に基づき、保健師、栄養士等による家 庭 <mark>訪問</mark> (以下「 <mark>訪問</mark> 指導」という。)を実施し、対象者及び家族に対し適切な指導を実施することに より、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。
2	人物・団体・組織等の「役職」・「役割」・「職務」・ 「責務」を定める規定である。 (次頁に続く)	(職務) 第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。 2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。 3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。 4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。 5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。 (職務) 第3条 危機管理監は、市長の命を受け、次に掲げる市の危機課題を掌理し、職員を指揮監督する。 (1) 次に掲げる平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえた危機課題 ア 帰宅困難者に対する安全安心対策 イ 市民への情報提供手段の確保 ウ 避難行動要支援者の支援体制の見直し エ 避難所の設営運営の見直し オ 道路及びライフラインの迅速復旧策 カ 職員体制の抜本的見直し キ 停電時の安全安心策 ク 国、地方自治体等からの支援受入れ方針

(注:赤文字はマニュアルの検索キーワードと単独で一致するもの、青文字は追加した検索キーワード)

第3節.アナログ規制への該否判断基準の整理 第4項.アナログ規制非該当リスト

アナログ規制非該当リスト(2/5)

#	条文の趣旨	具体的な条文例
	(前頁からの続き) 人物・団体・組織等の「役職」・「役割」・「職務」・「責 務」を定める規定である。	(経理員の設置) 第7条 会計課に経理員を <mark>置く</mark> 。
2		(<mark>研修</mark>) 第9条 委員は、常に防犯に対する知識の修得及び防犯への理解を深めるため、市が実施する <mark>研修</mark> に参加するよう努めるものとする。
		(会員の要件等) 第6条 援助会員は、心身ともに健康な満18歳以上の者であって、センターが実施する <mark>講習</mark> (以下この条において「 <mark>講習</mark> 」という。)の全科目を受講してこれを修了し、〇〇市内で積極的に援助活動を行うことができるものとする。ただし、やむを得ない理由により <mark>講習</mark> の全科目を受講することができなかった者(全科目の8割以上を受講した者に限る。)については、当該 <mark>講習</mark> からおおむね1年以内に実施される <mark>講習</mark> において、当該受講できなかった科目を受講することを条件として、講習を修了したものとする。
3	人物・団体・組織等の「資格」・「要件」を定める規 定である。	(乳児院の長の資格等) 第30条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第22条の2第1項の厚生労働大臣の指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1) 医師であって、小児保健に関して学識経験を有する者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者 (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める要件を満たすもの

(注:<mark>赤文字</mark>はマニュアルの検索キーワードと単独で一致するもの、青文字は追加した検索キーワード)

第3節.アナログ規制への該否判断基準の整理 第4項.アナログ規制非該当リスト

アナログ規制非該当リスト(3/5)

#	条文の趣旨	具体的な条文例
4	用語を定義・説明する規定である。	(定義) 第2条 この条例において「高校生等」とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 2 この条例において「高校生等を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない高校生等を監護し、かつ、その生計を維持する者 (3) 高校生等が何人からも監護されておらず、市長が必要と認める場合の当該高校生等本人 3 前項第1号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該高校生等は、当該父又は母のうちいずれか当該高校生等の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
5	役職名・団体名・事業名等について、内訳・構成を 具体的に列挙している規定である。	(対象団体) 第2条 青色防犯パトロールの委嘱は、次に掲げる団体(市内に所在し、又は市内で活動する団体に限る。)で、かつ、その代表者等が〇〇市防犯まちづくり委員設置要綱(平成21年要綱第20号) 第3条の規定により〇〇市防犯まちづくり委員に認定されている団体(以下「対象団体」という。) を対象とする (1) 自治会・町内会 (2) 自主防犯活動団体(地域で自主的に防犯活動を行う目的で組織されたボランティア団体で、 3人以上の構成員を有し、 月2回 以上の防犯パトロールを1年以上にわたって継続して行っている団体をいう。)

(注:赤文字はマニュアルの検索キーワードと単独で一致するもの、青文字は追加した検索キーワード)

第3節.アナログ規制への該否判断基準の整理 第4項.アナログ規制非該当リスト

アナログ規制非該当リスト(4/5)

#	条文の趣旨	具体的な条文例
6	団体・組織・委員会の設置を定める規定である。	(専門委員) 第4条 防災会議に専門の事項を <mark>調査</mark> させるため、専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、 関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。 3 専門委員は、当該専門の事項に関する <mark>調査</mark> が終了したときは、解任されるものとする。
7	事務分掌を定める規定である。	(事務分掌) 第4条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。 消防総務課 総務担当 施設整備担当 (1) 公印に関すること。 ~ (16) 貸与品その他物品の管理に関すること。 (17) 消防関係車両の整備 <mark>点検</mark> 及び取扱指導並びに燃料に関すること。
8	設備・機器の位置や構造等の基準を定める規定 である。	(壁付暖炉) 第6条 壁付暖炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 背面及び側面と壁等との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、壁等が耐火 構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造つたものの場合にあつては、こ の限りでない。 (2) 厚さ20センチメートル以上の鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、れんが造、石造又は コンクリートブロック造とし、かつ、背面の状況を <mark>点検</mark> することができる構造とすること。 2 前項に規定するもののほか、壁付暖炉の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項 第1号、第7号及び第9号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(注:赤文字はマニュアルの検索キーワードと単独で一致するもの、青文字は追加した検索キーワード)

第3節.アナログ規制への該否判断基準の整理 第4項.アナログ規制非該当リスト

アナログ規制非該当リスト(5/5)

#	条文の趣旨	具体的な条文例					
9	通則規定である。	(通則) 第1条 職員が身の危険をかえりみることなく水火災、地震等の警防、救助、復旧活動等若しくは救 急活動その他特別な救助 <mark>訓練</mark> に従事し、その業務の遂行に基づいて災害(負傷、疾病、身体障害 又は死亡をいう。以下同じ。)を受けた場合又は・・・、この条例の定めるところにより償慰金を交 付することができる。					
10	事務の委任範囲を定める規定である。	(身体障害者福祉法に関する事務の委任) 第4条 身体障害者福祉法(以下この条において「法」という。)に関する事務は、次に掲げる事務と する。 (4)法第23条の規定による売店の設置等に関する協議、 <mark>調査</mark> 及び措置に関すること。					
11	権限の委任を定める規定である。	(権限の委任) 第14条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (9)法第13条第7項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による書面による <mark>調査</mark> 又 は <mark>実地</mark> の <mark>調査</mark> に関すること。					

(注:赤文字はマニュアルの検索キーワードと単独で一致するもの、青文字は追加した検索キーワード)

第4節. 規制根拠の分類方法の整理

マニュアルにおける整理

● 規制根拠の分類について、マニュアルでは、国の法令等に基づいて定めている規制をa規制、自団体の条例等に基づいて 定めている規制をb規制としている(詳細は37頁参照)。

本調査における整理

● 一方、本調査では、法令等に基づいて定めている規制をa1規制、都道府県の条例等に基づいて定められている規制をa2 規制、自団体の条例等に基づいて定めている規制をb規制とした(詳細は38頁参照)。

本調査で明らかとなった課題

- 本調査では参酌基準及び技術的助言を規制の根拠としている条項について、前者はb規制、後者は個別で通知内容を確認しa又はb規制を判断することとした。
- 他方で、参酌基準を根拠とする規制については、b規制的な性質を有する(各地方公共団体の判断で規制の見直しが可能である)一方で、見直しに当たっては根拠となる国の法令等を参照する必要があるため、他の規制と同様に純粋なb規制として整理することは適当ではないとも言える。
- 技術的助言を根拠とする規制についても同様に、見直しに当たっては法的義務ではないものの、実務上は根拠となる通知・通達等を確認する必要があるため、純粋なa・b規制として整理することは適当ではないと言える。
- 上記のとおり、参酌基準・技術的助言等を根拠とする規制については、現行のa・b規制に単純に分類できない面があり、 今後、各地方公共団体において点検・見直し作業を行う際にどのように分類すべきか迷うケースが生ずると考えられる。

第4節. 規制根拠の分類方法の整理

課題解決案

- 前述の課題も踏まえ、マニュアルの改訂に当たっては<u>下記のように規制根拠の分類について再整理を行うことが適切</u>ではないかと考えられる。
- なお、本調査ではa2規制を新たに設定したが、実際にはほとんど該当はなく、a規制を2つに分けるほどの意義が確認できなかったため、マニュアル改訂においては、a2規制の追加は不要と考えられる。
- 一方で、現状のマニュアルにおけるa規制の定義では、都道府県の条例等に基づいて定められている規制がa規制に分類 されることが明確ではないため、a規制の定義について補足した方が良いと考えられる(下記は変更例)。
- また、前頁での整理のとおり、参酌基準・技術的助言等を根拠とする規制の分類を明確にするため、<u>新たに「c規制」という区分を設ける</u>ことが適当であると考えられる。c規制に分類された規制の見直しに当たっては、基本的には各団体の判断で見直すことが可能である一方、根拠となる国の法令等で定められた内容・基準等を適切に参照することが求められる。

分類	- ○業	(参考)根拠となる規定種別					
刀規	定義 ····································	法令等	条例等	参酌基準	技術的助言		
а	国の法令等に基づいて定められている規律 (市区町村の場合は都道府県の条例等に基づくものを含む)	0	〇 (市区町村の 場合)	-	-		
b	自団体の条例等に基づいて定めている規律	-	0	-	-		
С	国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規律	-	-	0	0		

※赤文字部分が追記案

第4節. 規制根拠の分類方法の整理

- 各分類に対する具体的な条文例は次のとおりである。
 - a規制:国の法令等又は都道府県の条例等に基づいて定められている規律

(定期点検)

第15条 車両管理責任者は、<u>道路運送車両法第48条の規定による</u>定期点検(以下「定期点検」という。)の計画を定め、車両の 定期点検を実施させなければならない。

※ 上記は道路運送車両法第48条第1項が根拠となる。

b規制:自団体の条例等に基づいて定めている規律

(支払小切手の整理)

第40条 企業出納員は、毎月末支払小切手未払高を調査しなければならない。

※ 上記は当該例規が根拠となる。

c規制:国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規律

(入居者資格)

第6条

- 3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- ※ 上記条文は、「公営住宅管理標準条例(案)について」(平成8年10月14日住総発153号)により参考例が発出されており、当該通知は参酌基準に該当すると本調査では判断した。

第5節. 運用見直し案の整理 第1項. 都道府県と市区町村の連携・一体的な見直しの必要性

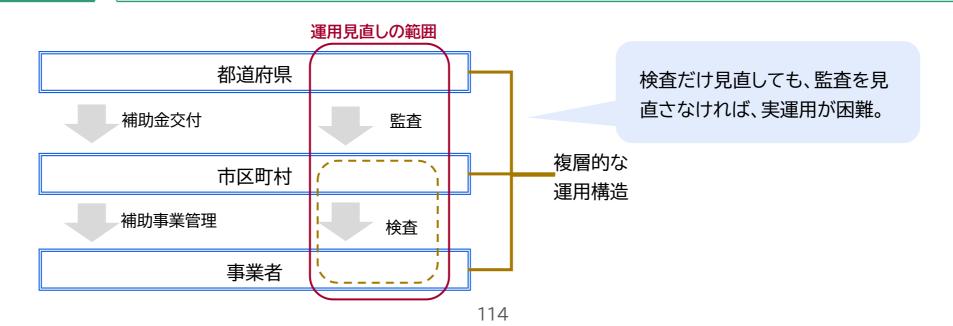
都道府県と市区町村の連携・一体的な見直しの必要性

本調査で見えた課題

- 県が補助金を交付し、補助事業の管理は市が担当するような制度について、市が行う補助事業の検査をデジタル化した場合、その検査結果が県の監査で認められるかが懸念される。
- 検査だけ見直しても、監査を見直さなければ、実運用が困難。
- ※ 本調査業務では、香川県、坂出市、さぬき市が県市合同でWGを開催した。

マニュアルの 見直しポイント

- 「検査」と「検査結果に対する監査」のように、異なる組織の業務が密接に関連している規制については、関連する組織 を明確化した上で、一体的に運用見直しを進める必要がある旨を追記する。
- また、上記に加えて、このような制度については、都道府県、市町村のどちらが見直すかがあいまいになり、見直しが進まないといったことも懸念されることから、見直しについて関連組織での協議の場を設けるなどの対策が必要なことや、都道府県内市町村全体にもかかわるため市町村からの相談も受けつつ、都道府県が主導して見直しを進めるべきと考えられる点も追記する。



運用見直し案の整理・例示

本調査で見えた課題

● 多数のアナログ規制について、一から全規制の運用見直し案を個別に検討していくと、技術的な知見等が不足しているなどの要因も重なり、膨大な検討時間を要する。

マニュアルの 見直しポイント 運用見直し案を検討する際のたたき台として、本調査において整理された運用見直し案の事例を規制区別ごとに類型化した「運用見直しモデル」を、参考情報として例示・追記する。

なお、各地方公共団体においては、あくまで当該情報を参考とした上で、各地域・事務の実情を踏まえて、実態に沿った見直し案を検討する必要がある。

規制①(規制パターンA)

削パターンA) <mark>運用見直し案A</mark>

規制②(規制パターンB)

運用見直し案B

規制③(規制パターンB)

運用見直し案B

•

類似する規制に対して、運用見直し モデルを参考に、実態に沿った運用 見直し案を効率的に検討

運用見直しモデルに存在しない場合は、 運用見直し案を個別に検討し、新たなモ デルとして追加 運用見直しモデル

運用見直し案A

運用見直し案B

運用見直し案G

規制④(規制パターンX)

運用見直し案G

※本調査で用いた運用見 直しモデルのサンプル を次頁以降に記載。



目視規制の例(一部抜粋)

华五平山	49T 275	管理	里対象	見直し後	西丰壮华	海田で日本(本	-m 85	* ##	/#.#Z												
類型	概要	分類	対象	フェーズ	要素技術	運用の見直し案	課題	効果	備考												
類型1	一定の情報収集を 行った上で、法令等 が求める一定の基準		工事完了の状態(目視確認できるもの)	フェーズ2	カメラ オンライン会	行政職員が、現場にいる事業者の協力のもとオンライン会議を実施し、当該事業者がカメラを搭載したスマートフォン等で撮影した検査対象物(建築物等)を投影しながら、必要な質問に回答させる等することで、遠隔から工事完了基準に達しているかを判定する。	・不正等を隠蔽しようとする事業者への対策(何回かに一度は現地調査を実施するなど)	・(行政)移動時間の削減	「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了 検査の立ち合いの遠隔実施に係る運用指針【令和4 年5月版】」(令和4年5月9日 国土交通省住宅局建 築指導課) (https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/b uild/content/001482718.pdf)												
(検査・点 検・監査)	に適合するかどうか を判定・判断する必	観測·測定		フェーズ2	センサー	に、異常値等を検知した場合に、地方公共団体に通知する。	・測定機器等の設置に係るコストやスペースの確保	・(行政)移動時間の削減、確認 作業時間の削減													
	要があるもの		観測·測定	観測·測定	観測·測定	観測·測定	観測·測定	観測·測定	観測·測定	観測·測定	環境	フェーズ3	センサー AI	に、測定値が適正範囲内であることをAI等の技術を用いて判断 tax	・AI学習用のデータの収集、AI 学習の実施、測定機器等の設 置に係るコストやスペースの確 保等						
			調査	調査	調査	調査	調査		土地の状況(湛	フェーズ2			・ドローン等の専用機器の導入 費用	・(行政)移動時間の削減、確認 作業時間の削減							
	実態・動向などを明確化し、その後の監督等、一定の政策的判断のために行われるもの							水地域指定)	フェーズ3	シミュレー ション AI	地盤高データに基づく浸水シミュレーションを行い、AI等を活用して湛水想定区域を指定する。	・シミュレーションに要する専用 機器等の導入費用	・(行政)事務の効率化	航空レーザ測量の地盤高データ(国土地理院)							
類型2 (調査)			測量	フェーズ2	ドローン レーザー測量		・ドローン等の専用機器の導入 費用	・(行政)調査員の作業時間の 削減	国土交通省「ICT土木事例集【測量業務編】」 https://www.mlit.go.jp/common/001186 310.pdf												
		訪問	人や家庭の状 況	フェーズ2	オンライン会 議システム	オンライン会議で対象者と面接し、状況を確認する。	・家族の状況、部屋が整理整頓 されているか等の生活状況が 見えづらい ・対象者の通信費等の負担	・(行政側)移動時間の削減	zoomでのオンライン相談窓口(流山市) https://www.city.nagareyama.chiba.jp/lif e/1001107/1025841.html												
	ある人又はある機関 の行為が遵守すべさ いかどうか、その行 為の目的とするのに 為の目成ないか、取当 適当でないか、態 調・施設の状態等 について、一定期間 内において するもの	:						巡視	巡視	巡視					設備(目視確認できるもの)	フェーズ2	1000円	対象設備に対して、監視カメラを設置し、対象設備が劣化(腐食、断線、損傷等)していないか、制御パネルに異常が表示されていないか等を行政職員が遠隔で確認する。 また、遠隔監視機能を備えた設備を導入する。	・監視カメラや遠隔監視機能を 備えた設備などの導入費用	・(行政)現地への移動時間の削減	
類型3 (巡視、見張)			(2900)	フェーズ3	監倪カメフ AT	対象設備に対して、監視カメラを設置し、対象設備が劣化(腐食、 断線、損傷等)していないか、制御パネルに異常が表示されてい ないか等を、AIが判定する。		・(行政)現地への移動時間の 削減 ・(行政)監視員の業務削減													
		見張				フェーズ2	監視カメラ	監視カメラを設置し、利用者もしくは不審者による違法行為がな いかを行政職員が遠隔で監視する。	・監視カメラなどの導入費用	・(行政)現地への移動時間の 削減											
			人	フェーズ2		監視カメラを設置し、利用者の所在を確認する。又はセンサー等 で位置情報を取得し、利用者の所在を確認する。	・監視カメラなどの導入費用	・(行政)目視確認に加えて導入 することで、利用者の所在の把 握精度が向上													

実地監査規制の例(一部抜粋)

類型	概要	管理対象		見直し後	要素技術	運用の見直し案	課題	効果	備考
炽王		分類	対象	フェーズ	女术汉侧	足 用♥ク元□♥未	武林 起	<i>ж</i>	C. and
	一定の情報収集を行った上で、法令等が求める一定の基準に適合す!るかどうかを判定・判断する必要があるもの		活動状況		オンライン会	行政職員が、事業者の協力のもとオンライン会議を実施し、現場にいる事業者がカメラを搭載したスマートフォン等で撮影した対象事業の実態を確認しながら、必要な質問に回答させることで遠隔から確認する。	・不正等を隠蔽しようとする事 業者への対策	・(行政)移動時間の削減 ・(事業者)移動時間の削減	
類型1 (検査・点 検・監査)		監査	書類(帳簿)	フェーズ2	電子帳簿 オンライン会 議システム	行政職員が、事業者から事前に提出を受けた帳簿の電子データを確認し、オンライン会議を実施して帳簿の記載内容等に関する質問に回答させることで遠隔から確認する。	・帳簿等の電子化への移行費 用及び移行期間が必要 ・証拠物件(ここでは書類、帳 簿)の改ざん防止	・(行政)移動時間の削減	
				フェーズ3	電子帳簿 AI	事業者から事前に電子帳簿の提出を受け、AIにより不正がないかを確認する。	・AI学習用のデータの収集、AI 学習の実施	・(行政)移動時間の削減、検査 時間の削減	

定期検査・点検規制の例(一部抜粋)

類型	概要		対象 T	見直し後 要素技術 フェーズ 要素技術		運用の見直し案	課題	効果	備考
		分類	対象						
類型1 (第三者検	法令等が求める一定の 基準に適合しているか を第三者が検査するも の	+	_{る杏} 事業者等の運		AI	会計システムによる検査を可能とすることを規定上明確化し、同システムを活用して検 査を自動化する。	・AI学習用のデータの収集、AI 学習の実施	・(行政)検査時間の削減	
查)			営状況(会計)	フェーズ3	AI	会計システムによる検査を自動化し、その検査の実施と結果の報告がなされている等の一定の基準を満たした法人については、検査周期を延長する、あるいは、行政による検査を撤廃する。	·AI于自用U)一列UN未、AI	・(行政)規制の合理化による省 人化	
類型2 (自主検査)	法令等が求める一定の 基準に適合しているか を自主検査するもの	検査	文書の管理状 況	フェーズ2	AI	文書管理システムによる文書管理状況の検査・点検の自動化と、定期検査の撤廃又は周期延長に向けて検討する。	・自動化検討費用 ・サービス導入費用(AI学習の 実施等に係る費用も含む)	・(行政)検査時間の削減	
*******	実態・動向・量等を、一	調査	防災設備の保 存状態	フェーズ2	センサー カメラ ドローン	・検査対象にセンサーを設置し、常時監視することで定期検査を代替する。 ・高精度カメラを搭載したドローンを活用して管轄区域を撮影し、取得した撮影データと 過去データを紐づけ、地理、消防水利及び防火対象物の状況を整理し、問題がないこと を確認する。		・(行政)検査時間の削減	
類型3 (調査・測 定)	定の期間に一定の頻度 で明確化するもの(調	測定	環境(公害)	フェーズ2	センサー		・測定機器等の設置に係るコストやスペースの確保	・(事業者)調査員人件費の削 減	
	査·測定)		環境(水質)	フェーズ3	水質センサー AI	センサー等を活用し、水質を常時測定し、その測定結果をAIで評価し、異常を検知した場合には、地方公共団体に通知することで、その検査の実施と結果の報告がなされている等の一定の基準を満たした事業者に対しては行政による検査を撤廃する。	・情報の真正性(不正を隠蔽しようとする業者への対策) ・検査機器の設置スペースの確 保	・(事業者)調査員人件費の削 減	

常駐・専任規制の例(一部抜粋)

類型	概要	管	管理対象		要素技術	運用の見直し案	課題	効果	備考							
	IMIX.	分類	対象	フェーズ	Z/NJZPH	産 川♥ククロ≧∪水	PANCE	NJA	כי מוע							
	施設や製品の管理、品	常駐 者(技術	常駐	常駐	常駐		フェーズ2	カメラドローン	カメラの設置、ドローンの活用等により、事故や災害の防止等の安全性 を確保するなど一定の条件を満たした上で、監督員が遠隔から現場の 様子を確認し、現場作業員に指示を出せるようにする。	を一挙に確認可能な性能を有	(事業者)移動時間の短縮 (事業者)現場監督員削減・効 率化					
類型1	質保持など安心・安全のために「常野」は関す					常駐	常駐	常駐	常駐	常駐	常駐	工事現場責任 者(技術的な 管理者)	フェーズ2	カメラ センサー ドローン	カメラやセンサー等の設置や、カメラを搭載したドローンの活用等により、一定の条件を満たした上で、現場責任者が遠隔から現地の様子を確認したり、必要に応じて現地の作業者に指示を出せるようにする。	
	ク等)			フェーズ3	カメラ センサー ドローン	カメラやセンサー等の設置や、カメラを搭載したドローンの活用等により、現場責任者が遠隔から現地の様子を確認したり、必要に応じて現地の作業者に指示を出せるようにする。これをもって常駐規制を撤廃する	ンサー、ドローン、モニター等と	(行政)常駐者の廃止								
類型2	施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のために「専任」規制を課しているもの(主としてモノのチェック等)	専任	専任	専任	専任	専任	専任	専任	専任	F/-40 C	フェーズ2	カメラ センサー ドローン	カメラやセンサー等の設置や、カメラを搭載したドローンの活用等により、一定の条件を満たした上で、監視員が遠隔から現地の様子を確認したり、必要に応じて現地の作業者に指示を出せるようにする。	・遠隔監視システム(カメラ、センサー、ドローン、モニター等とその制御システム)の費用負担	(行政)専任者の削減	
<i></i>						監視員	フェーズ3	カメラ センサー ドローン	カメラやセンサー等の設置や、カメラを搭載したドローンの活用等により、監視員が遠隔から現地の様子を確認したり、必要に応じて現地の作業者に指示を出せるようにする。これをもって専任規制を撤廃する。		(行政)専任者の廃止					
類型3	利用者の保護などを目的とし、対面での対応を	常駐	施設長	フェーズ2	オンライン会 議システム	オンライン会議システムの活用により、一定の条件を満たした上で、遠隔で、現場の従事者からの相談を受けたり、対象者(施設利用者等)の様子を確認できるようにする。	・オンライン会議環境の整備、 通信費等の負担	(行政)常駐者の削減 (事業者、市民)移動時間の削減								
	行うために「常駐」規制 を課しているもの (主として人への対応)		吊缸	医師	フェーズ2		オンライン診療を可能とし、一定の条件を満たした上で、医師の常駐を 見直す。(詳細は備考欄参照)	・オンライン会議環境の整備、 通信費等の負担	(事業者(医療機関等))常駐者 の削減	「オンライン診療に関するホームページ」 (厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/stf/seis akunitsuite/bunya/kenkou_iryou/ iryou/rinsyo/index_00010.html						
類型4	利用者の保護などを目 的とし、対面での対応を 行うために「専任」規制 を課しているもの (主として人への対応)		相談員	フェーズ2	オンライン会 議システム	オンライン会議システムの活用により、一定の基準を満たした上で、遠隔で、相談を受けたり、対象者の様子を確認できるようにする。	・対象者におけるオンライン会 議環境の整備、通信費等の負 担									

対面講習規制の例(一部抜粋)

	** TU	新刑 <u>概</u>		対象	見直し後		YEM A RIFLER	=m =x	** B	/## 1 7.	
	類型	概要	分類	対象	フェーズ	要素技術	運用の見直し案	課題	効果	備考	
i	粘形 1	法令等で国家資格 等の取得、更新等の ために受講すること		受講者(受講希望者)	フェーズ2	オンライン会			・(開催者)研修場所の確保といった ・開催者)研修場所の確保といった ・開催者(所名事務の削減 ・(発養者)発動時間の削減	・(警察庁)「更新時講習(優良運転者講習)のオンライン化に係る調査研究報告書」(令和5年3月17日 日本電気株式会社) (https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/menkyo/online_kousyu_report.pdf)	
	(講習)	とされている講習を、 オンラインではなく 対面で行うことを求 めているもの	講習	地方公共団体 職員(組織内 向け)		オンライン会	受講希望者は、共有フォルダ上のExcel等の台帳ファイルに氏名を記載する。 講義資料は、共有フォルダ上で事前に共有する。 オンライン会議システムにより講習を開催し、出席予定者の実際の参加状況を確認する。 受講票等の発行は行わず、受講結果は、Excel等で台帳管理する。	・実技を伴う講習には適さない。	・(開催者)研修場所の確保といった 事前準備に係る事務の削減 ・(受講者)移動時間の削減 ・(開催者)ペーパーレス化		

書面掲示の例(一部抜粋)

類型	概要	管理 分類	対象 対象	見直し後 フェーズ	要素技術	運用の見直し案	課題	効果	備考
書等の掲示)	対面での確認や書面 (紙面)により発行した 国家資格等の公的な証 明書や許可書等を特定 の場所に掲示すること を求めているもの	掲示(許可書)	標識	フェーズ2	Webサイト			・(行政)掲示作業の削減・(行政)ペーパーレス化	対象物(建物、土地等)における掲示が不可欠な場合は、 Web掲載と併せて実施する。
		公示	書面	フェーズ2	Webサイト	Webサイト上に必要な事項を掲載し、公示する。 住民が行政機関のWebサイトを閲覧できる端末を用意し、 職員がサポートして、必要な情報を閲覧できるようにする。		・(行政)掲示作業の削減・(行政)ペーパーレス化	対象物(建物、土地等)における掲示が不可欠な場合は、 Web掲載と併せて実施する。
書等以外の	公的証明書等以外の情報を物理的な掲示場所 等へ掲示し見せるもの	公示	書面	フェーズ3	Webサイト	Webサイト上に必要な事項を掲載し、公示する。 住民が行政機関のWebサイトを閲覧できる端末を用意し、 職員がサポートして、必要な情報を閲覧できるようにする。		・(行政)掲示作業の削減・(行政)ペーパーレス化	対象物(建物、土地等)における掲示が不可欠な場合は、 Web掲載と併せて実施する。

往訪閲覧・縦覧の例(一部抜粋)

類型	概要	管理 分類	対象対象	見直し後 フェーズ	要素技術	運用の見直し案	課題	効果	備考
(<u>申請等に</u> <u>よる</u> 公的情 報の閲覧・	申請に応じて公的情報 を閲覧・縦覧させるもの のうち、公的機関等への 訪問が必要とされてい もの	閲覧/縦覧	公的情報(事 前申請あり)	フェーズ2	公文書閲覧シ	閲覧申請者が、汎用的な端末(PCやスマートフォン)から、 インターネットを利用して、閲覧申請部分のみ閲覧できるようにする。	・閲覧用の情報システムの導入費用		※令和5年度に技術実証予定 https://pubpjt.mri.co.jp/public offer/20230616_5.html
類型4 (<u>申請等に</u> よらない公 的情報の縦 覧・閲覧)	公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされているもの	閲覧/縦覧	公的情報	フェーズ2	Webサイト	Webサイト上に必要な事項を掲載し、公示する。 住民が行政機関のWebサイトを閲覧できる端末を用意し、 職員がサポートして、必要な情報を閲覧できるようにする。	・住民閲覧用端末の費用 ・デジタルデバイド対応 ・閲覧に供する情報が、発信側から能動的に、かつ 広く周知する必要がある場合、左記運用は適切で はない可能性がある。(Webサイトでの公開では、 閲覧しようとした人が情報を探す必要がある。)	・(行政)掲示作業の削減 ・(行政)ペーパーレス化	

第6節.条文の見直しの考え方の整理

マニュアルにおける考え方

- マニュアルでは条文の内容をどのように見直すかについて、「現時点の技術では規制目的を代替することができないと考えられる場合や、予算上の制約から技術の調達のめどが立っていない場合であっても、アナログ的な手法を前提とした規定が将来的な技術の活用を阻害することがないよう、規定を技術中立的な内容に改めることができないかという観点から、前向きに見直しの検討を行うことが適当です」(35頁)と記載されている。
- また、「例えば、洗い出された規制が条例の条項であっても、当該条項に関する通知通達の発出や運用を定めるガイドラインの改定等によって見直しを達成することができるケースも考えられ、必ずしも当該条項そのものの改正を要するとは限りません。したがって、見直しの実施に当たっては、その見直しの達成に適切な方法をよく検討することが適当です」(36頁)とも記載されており、必ずしも条文そのものを改正する必要はなく、通知等で解釈を明確化することも考えられる。

本調査における条文の見直しに係る課題

- ◆ 本調査において、モデル自治体からは、「条文上、デジタル技術の活用が許容されているか不明瞭な場合については、条 文上デジタル技術の活用が明確に制限されているものでもないため、条文の見直しは不要である」という意見が一定数 あった。
- 一方で、マニュアルに記載されているような「通知等の発出による解釈の明確化」という対応について、モデル自治体の理解を得るまでに一定の時間がかかったという課題も見えたところ。

第6節.条文の見直しの考え方の整理

マニュアルの見直しポイント

- 前述の課題を踏まえ、アナログ規制の見直しに係る条文等の見直しに当たっては、下記の点に留意すべき旨をマニュアルにおいても改めて強調・追記すべき。
 - ① 条文上、明らかにデジタル技術が許容されていない(アナログのみ)場合には、今後の技術革新を踏まえて、技術中立的な条文に見直すことが適切である。
 - ② 一方で、条文上はデジタル技術が許容されているか不明瞭な(「アナログのみ認める」あるいは「デジタル技術を許容していない」と明記されていない)場合には、①と同様に条文の見直しを行うことが望ましいが、必ずしも条文の見直しを行う必要はなく、通知等でデジタル技術が許容されていることを明確化することによって対応することも考えられる(デジタル技術を許容していることが明確でないため、事業者側もアナログ的な対応となっている可能性があるため)。

第8章. まとめ

アナログ規制の洗い出し

- モデル自治体の協力のもと、分野を絞ってアナログ規制の洗い出し作業を実施し、4,214の規制を抽出した。(全13団体、各団体1~2分野、対象条例等:合計1,898)
- 抽出した規制については書面規制を除くと、目視規制、常駐・専任規制、定期検査・点検規制の順に多かった。
- 洗い出し作業においては、アナログ規制の候補を抽出するための条文検索で用いるキーワードについて、試行的に幅広な抽出を可能とするために、マニュアルに記載されているものからキーワードを追加した上で、作業を進めた。結果として、アナログ規制に該当しない条文を候補として抽出することになり、その後のアナログ規制に該当するか否かを選定する作業量が増加した。アナログ規制に該当する可能性が高いキーワードに絞れば、その分、アナログ規制の抽出漏れが発生する可能性が高まるが、一方で、幅広いキーワードで検索してしまうと選定作業の負担が大きくなる。今回の調査を通じてキーワードの適切性についても検証し、結果を本報告書にて整理した。
- アナログ規制の洗い出しについては、上述のとおり、検索キーワードの設定やアナログ規制の該否判断の作業量が多いことが懸念される。従って、例えば、各規制区分ごとに、デジタル手続条例のように、個別の条例・規則ごとに改正を行うのではなく、デジタル的な手法に読み替え可能となるよう、通則的な条例を定めることも手法の一つとして考えられる。一方、どのような行為(目視、監査等)を読み替え可能にするかについて、詳細に定義する必要があると考えられることから、検討に時間がかかることが想定される。

アナログ規制の見直し

- 洗い出されたアナログ規制について、モデル自治体とのWGにて見直し検討を議論した。
- アナログ規制の見直しにおいては、①規制を課している条文等の見直しと②運用の見直しの2つの観点があり、この2点を理解した上での検討が必要となる。本来、①規制を課している条文等の見直しを行った上で②運用の見直しを進めるところであるが、具体的な技術代替(②運用見直し)を想定し、その方法で規制の目的を達成できるか、現状よりも効率的であるかといった点を確認しながら①条文等の見直しを進める必要があったため、①②を併せて検討した。
- アナログ規制の見直しについては、技術代替で規制の目的が達成できるかという点を含むことから、規制の目的を整理するプロセスが必要と考えられ、この手順を追加して見直し作業を実施した。
- ②運用見直しについては、規制のタイプを類型化することで、検討作業を効率化した。
- ②運用見直しについては、「研修」のように条文上では対面で行うことを明記していないが、実運用上は、対面で実施しているものなども本調査ではWGの中で確認した。このようなパターンの運用見直しについては、条文から「研修」を洗い出すのではなく、各所管課が開催している「研修」を調査票等により一覧化した上で、一括で見直しを行うといったアプローチも想定される。

技術代替による効果

- 支術代替の効果試算の参考事例の整理及び優先的に取り組むべき内容を整理するため、技術代替のモデルを作成し、各団体の協力のもと、効果試算の対象に係る基礎数値を収集し、技術代替の効果を試算した。
- その結果は以下のとおりであった。
 - 遠隔検査は、検査全体の所要時間のうち移動時間が占める割合が高く、遠隔での検査とすることにより高い行政コスト 削減効果が試算された。
 - 道路橋を検査する業務においては、年間を通じて一定の検査回数があり、投入人員も多いことから現状のコストが高く、 ドローンを用いた技術代替により比較的大きなコスト削減効果が試算された。
 - 遠隔管理は、複数拠点を同一の有資格者が管理することで、一定のコスト削減効果が期待できる結果となった。なお、労働人口が減少し、今後、有資格者の確保が今まで以上に困難になると予想される中で、兼務での対応を可能にすることは民間企業の経営維持にもつながる。当該規制の見直しについては、コスト削減効果だけではなく、このような効果を考慮しつつ優先度を検討する必要がある。
 - 遠隔受講は、受講者数が少ない制度への適用効果は限定的であった。受講者数が多いほど高い効果が得られるため、個別の制度単体で見直しを検討するよりも、制度共通のシステムを活用すること等により、地方公共団体全体で研修・講習受講の見直しを一体的に進めることで、より大きな効果が得られると考えられる。
 - ・ 遠隔閲覧については、対象によって閲覧回数が異なるものの、多いものでは年間3,000回を超えており、大きな効果が試算された。

デジタル化の推進等に係る課題調査

- アナログ規制の見直し後、デジタル化を広く進めていくために、課題となる事項を整理し、対策を講じていく必要があり、 このための課題整理を目的として、モデル自治体に対しアンケート調査を実施した。
- ◆ 本調査では①財政面・コスト面に関する課題、②庁内・庁外との調整に関する課題、③技術・テクノロジーに関する課題の3つの課題を想定して調査を実施した。
- ①財政面・コスト面の課題としては、期待される効果を含めた庁内説明資料の作成の難しさや予算確保のための説明の難しさなどが挙げられた。これらは、実証事業等により導入事例や関係資料を増やしていく等の対策が有効と考えられる。
- ②庁内・庁外との調整に関する課題としては、庁内、住民の観点においてはデジタル技術の知見の不足による課題が挙げられており、事業者の視点ではデジタルツール導入の課題が挙げられた。これらには、アナログとデジタルの併用による段階的なデジタル化への移行を目指すなどの対策が有効と考えられる。
- ③技術・テクノロジーに関する課題としては、デジタル人材の確保、規制とデジタル技術のマッチングなどが課題として挙げられた。①と同様にデジタル庁による実証事業の情報蓄積やテクノロジーマップ、技術カタログの整備などの技術情報の整理が有効な対策と考えられる。

未来を問い続け、変革を先駆ける

